

# 旭川市議会議録 第3号

---

○令和7年10月3日（金曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
散会 午後 4時10分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 範明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（33名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	28番 金谷 美奈子
3番 笠井 まなみ	29番 高花 えいこ
4番 あべ なお	30番 中村 のりゆき
5番 中村 みなこ	31番 安田 佳正
6番 江川 あや	32番 松田 卓也
7番 上野 和幸	33番 福居 秀雄
8番 植木 だいすけ	34番 杉山 允孝
9番 小林 ゆうき	
10番 駒木 おさみ	○欠席議員（1名）
11番 皆川 ゆきたけ	27番 高見 一典
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

---

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	舛井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
いじめ防止対策推進部長	石原 伸広
行財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
防災安全部長	内村 充彦
市民生活部長	樽井 里美
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和
子育て支援部長	向井 泰子
環境部長	太田 誠二
経済部長	三宮 元樹
観光スポーツ部長	菅原 樹稔
農政部長	林 良和
土木部長	富岡 賢司
教育長	野崎 幸宏
学校教育部長	坂本 考生
社会教育部長	田村 司
社会教育部文化ホール整備担当部長	田島 章博
水道事業管理者	佐藤 幸輝
上下水道部長	幾原 春実
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課主査	岡本 諭志
議事調査課書記	朝倉 あゆみ
議事調査課書記	桐山 未悠

## ○会議録署名議員

17番	品田 ときえ
31番	安田 佳正

## ○議事日程

日程第5 認定第1号ないし認定第11号

日程第23 報告第1号

日程第24 報告第2号

日程第25 報告第3号

日程第26 報告第4号

日程第27 報告第5号

日程第28 報告第6号

日程第29 一般質問について

---

## ○本日の会議に付した事件

1. 一般質問について（金谷美奈子議員、江川あや議員、石川厚子議員、中野ひろゆき議員、中村みなこ議員）
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ33名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、17番品田ときえ議員、31番安田佳正議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、27番高見議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第29、一般質問を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第29、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次、質問を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

花咲スポーツ公園の項目については、最後に回します。

子ども食堂と物価高対策について、まず、伺いたいと思います。

子どもの9人に1人が貧困であると言われている我が国ですが、子ども食堂に対する市の認識についてまずお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 子ども食堂につきましては、無料または低額で子どもやその保護者、地域住民に食事を提供する活動であり、テレビや新聞などで取り上げられることで、近年、ますます注目を集め、活動の意義が広がり、参加しやすい風土の醸成が進んでいるものと考えております。

また、子ども食堂は、食べ物を提供するだけでなく、子どもたちが安心して過ごせる居場所としての機能を果たしており、食事を通じて子どもたちが様々な年代の大人と接することができる大切

な取組であると認識しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 市内の子ども食堂について、どのような状況でしょうか、把握していることに対するお示しください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 子ども食堂などの子どもの居場所としての活動につきましては、食事提供や学習支援、プレーパークなど多様な取組がなされておりますが、運営する個人や団体は様々で、市において、その全てを把握することは難しい状況ではありますが、可能な限り情報収集をし、実態の把握に努めているところでございます。

現在、旭川市のホームページで、子どもの居場所として実施団体の名称や会場、活動内容や対象者などを紹介している団体は36団体となっておりますが、5年前の令和2年の24団体と比べ、増加傾向となっているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、子ども食堂に対して、旭川市としてどのような支援をしているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 本市では、子どもが安心して暮らせるよう、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりのため、その立ち上げや運営に関する講座の開催などを実施してきているほか、子ども食堂と子どもの居場所づくりに関する取組を行う団体等に対して、子どもの居場所づくり支援補助金として、公共施設等の会場使用料や保険料の費用、ボランティアへの謝礼金や学習教材費について補助金を交付しております。

また、令和7年度におきましては、物価高騰への影響に対応するため、子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金として、食料費と食品衛生責任者講習受講費用の補助を行っているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、市の支援策に対しての利用状況についてどうなっているのでしょうか、行き届いて利用されておりますか。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 子どもの居場所づくり支援補助金については、令和7年度は8月末現在で11団体に交付の決定をしております。また、今年度に子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金として食料費等の補助金を交付決定した団体等は、8団体となっているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 36団体をホームページ上ではお知らせしている、そういうお答えでした。2つの事業に対して、利用が11団体、また8団体、少ないということが分かりました。

物価高対策に対して、今年の事業、ここの考え方について少し詳しくお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 今年度につきましては、子どもの居場所づくり支援補助金に加え、

食材をはじめ、様々な物の価格が上がっている状況下で、食事提供における物価高騰の影響を緩和し、安定した活動の継続に寄与するため、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年第1回定例会において補正予算の議決をいただき、食料費の補助となる安全な食品提供に資するため、食品衛生責任者講習受講費用の補助を行っているところでございます。補助額は、食事を提供する活動の実施回数に応じて7万円から15万円の上限額の範囲で補助することとしており、食品衛生責任者講習は受講費用の1万円を上限として補助しております。

今回の物価高騰対策支援補助は今年度のみの予定でございますが、今後の物価高騰の影響も注視しながら、それぞれの居場所が安定して運営できるように努めていくことが必要であると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 全国では、物価高で、特に食材の値上がりが運営を圧迫している、厳しいとの報道が行われております。

国では、こども家庭庁の事業として地域こどもの生活支援強化事業を利用してほしいと担当大臣が発言しています。どのような内容か、把握していますか。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 地域こどもの生活支援強化事業につきましては、多様かつ複合的な困難に直面している子ども等に対し、安心、安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けることにより、支援が必要な子ども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる体制をつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する事業でございます。

補助率は、国が3分の2、都道府県、市町村が3分の1で実施される事業で、補助基準額は、子ども食堂等の支援事業の307万円のほか、夏休みなど長期休暇期間において活動回数を増加するための事業や、居場所等の立ち上げのための事業、相談窓口等、地域で子ども等を支援するための仕組みづくりを行う事業などを複合的に実施することで、最大850万2千円の補助が見込まれる事業となっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 他の自治体では、今年、既に募集を呼びかけております。旭川市は取り組んでおりません。大臣としては、自治体に積極的に利用してほしいと発言をしておりました。旭川でも活用すべきではありませんか。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 現在の本市における子どもの居場所につきましては、開設する個人や団体個々のそれぞれの創意工夫の下、自主的に運営されていることが特徴であり、本市の関与につきましては、こうした特色を生かしながら活動を下支えする形で補助を行ってきたところでございます。

国の補助を受けるためには、子ども食堂の実施に加え、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みづくりが求められておりましたことから、今後につきましては、他市の事例も参考としながら、各団体等との意見交換を踏まえ、本補助金の活用について検討をしてまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員　国の制度があるということで、他の自治体のホームページを見ましたけれども、募集ですね、食材費にも子ども食堂への支援費として使える、そういった表現もございました。ぜひ、旭川でもこういった制度を活用して子ども食堂への運営の支援をお願いして、次の課題といたします。

続きまして、新米の価格上昇による市民への影響等について伺います。

新米については、毎日のように高値であるとの報道がされていますが、現在、市内における米の販売状況をお聞きいたします。

また、備蓄米はどうなっているのかも併せてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　林農政部長。

○農政部長（林　良和）　市内では、今年度産米の販売が始まっており、5キロで税込み3千500円を超えるなど、高止まりが続いていると認識しております。

また、市内の大型スーパーに確認したところ、現在、備蓄米の取扱いはないと伺っております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　市内では、もう備蓄米は売り切ってしまったということのようです。

昨年、米の販売価格を質問した際に、3割から4割は値上がりするという答弁がありました。しかし、実際には10割、2倍と、高値となりました。その理由について、なぜか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　国においては、人口減少等による需要の減少を前提として需要量と生産量の見通しを作成し、玄米ベースの生産量は足りているとの認識でありましたが、高温障害による精米歩留りの低下に加え、インバウンド需要や家計購入量の増加などにより需要量が増したこと、想定を上回る米価の高騰につながったものと考えられております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　昨年度の概算払い価格はどのような状況だったのでしょうか、御説明ください。

○議長（福居秀雄）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　ななつぼしを例に挙げますと、令和6年産の当初の概算払い額は、1俵当たりの仮価格で1万6千500円となっておりましたが、これから行われる最終的な精算では、1俵当たりの価格が2万4千円を超えると伺っております。概算払い額が当初から大きく増加したことにより、店頭販売価格も上がったものと考えております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　今年の新米の概算払い価格は、北海道で1俵当たり2万9千円と発表がありました。大変な高値です。

では、店頭価格はどうなっていくのでしょうか、市民は買えますか。

○議長（福居秀雄）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　新米につきましては、昨年から続く米価高騰の影響や、資材や人件費などの生産コストの上昇などにより、価格の高止まりが続くものと考えております。既に、市内では、本州産の新米が5キロ税抜き4千円前後で販売されており、旭川産の新米についても同程度の価格帯で徐々に販売が始まっています。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今年の新米について、価格高騰になるのではないかと心配をしております。

最近のニュースでは、6年産に対して、新米は800円は高くなるだろうというお米屋さんの話も出ておりました。見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 農水省の試算では、令和7年産については、需要に対して供給が上回ると試算しているため、これ以上の高騰はないものと期待しておりますが、昨年のように米の獲得競争が過熱する可能性も排除できないことから、米価の見通しを立てることは難しい状況でございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 難しい、なかなかはつきりとは申し上げられないという答弁なのですが、それでは、物価高騰対策に対して農業政策としての施策の展開をしていると思いますが、その部分が非常にこれから大事だと思います。内容と効果をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 令和7年度の主な物価高騰対策といたしましては、スマート農業・省力化技術導入支援費2千910万4千円を実施しており、現時点で、農業者36戸に対し、トラクターの自動操舵システムなどの導入経費の一部を補助しております。

農業者からは、作業の効率化や省力化によるコスト削減だけではなく、疲労軽減などにも寄与しているとの声をいただいております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今年の猛暑、また水不足、全国的な部分で米が不足するのではないかと予想されますが、市民にとって安心して米が買えるために尽力をしていただきたいと思います。

旭川市の米に対しての政策の考え方について、最後、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 米の価格高騰が続いている、国においても米の安定供給に向けた増産体制の検討が進められているところであります。

こうした状況を踏まえ、北海道一の米の生産地である本市の役割は大きいものと考えております。令和7年度におきましては、昨年度よりも約500ヘクタールの主食用米の増産を図っているほか、増産体制に対応できるよう、スマート農業の導入支援などを通じて農業の効率化、省力化を推進するとともに、生産体制の維持、拡大に向けた支援を積極的に行っていきたいと考えております。

今後とも、国の動向を注視しつつ、地域の実情に即した支援を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、次の項目に移ります。

下水道汚泥肥料におけるPFA S汚染の危険性等についてです。

京都大学大学院医学研究科の研究チームによると、全国2千200か所の下水処理場から、規模、処理方法、地域に偏りがないように、2023年に、北海道から九州、沖縄までの処理場34か所を選び、下水汚泥を採取して、汚泥中のPFO S等、30種類のPFA S調査をいたしました。その結果、全ての処理場から、人への有害性を認め、国際条約で製造・使用禁止となっているPFO

Sが確認されたと報道されました。

水道局として、どのように受け止めておりますか。

○議長（福居秀雄）　幾原上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実）　下水道事業におけるP F A Sの危険性についてであります、下水汚泥の肥料化の安全性や品質におきましては、国内外の様々な立場から多様な見解が示されております。

現在のところ、国におきましては、下水汚泥のP F A Sの明確な基準を定めておりませんが、本市といたしましては、科学的知見を蓄積しながら下水汚泥資源の利活用を図っていく必要があるものと認識しており、現在、下水汚泥のP F A S含有分析を行っているところであります、結果につきましては今年度中に判明する予定となっております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　大学が行ったP F A S測定は30種類ということです。P F A Sは1万種類もあるということですが、その中の問題となるであろう30種類について調査をした結果が発表されたと思いますが、旭川市では何種類の調査を行っておりますか。

○議長（福居秀雄）　上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実）　本市での下水汚泥中のP F A Sの分析につきましては、今年度改正されました水道法に定められておりますP F O SとP F O Aの2種類についての含有分析を行っているところであります。

現在は、肥料の基礎データ収集の段階であり、30種類の調査を実施する予定はありませんが、今後におきましては、国の動向を見ながら、肥料化の取組の段階に応じた必要な調査、確認を行ってまいります。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　全国の処理場で採取した全ての汚泥に、国際条約で製造・使用禁止となっているP F A Sの一種、P F O Sが確認されました。

P F A Sが下水に流入している原因は何だと考えていますか。

○議長（福居秀雄）　上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実）　現在、日本を含む多くの国でP F A Sの製造、輸入が禁止されており、はつきりとした原因は不明であります、過去に使用されたP F A Sが家庭や事業所などから流入している可能性について報道されているところであります。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　旭川市では、現在、下水道の汚泥を使って花菜里ランドで試作栽培している作物があることですが、どのような内容でしょうか、品目、面積をお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実）　栽培しております作物につきましては、サツマイモとソバであります。面積につきましては、サツマイモが約73平方メートル、ソバにつきましては約76平方メートルとなっております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　この作物はどのような目的で栽培をしているのか、お聞かせください。

また、この栽培された作物は、今後どのようにしていくのですか。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 一般的な化学肥料と、汚泥焼却灰と化学肥料を混合した肥料とで生育の違いを確認するために試験栽培を行っております。

作物につきましては、栽培終了後に敷地内で管理し、適切に処分いたします。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 化学肥料のみと、汚泥肥料と化学肥料の両方を使った場合の違い、それも生育の違い、それを調べるということであります。それだけでよいとは思えませんが、P F A Sが含まれている懸念についてどのように考えているのか、水道局の考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） P F A Sにつきましては、多様な見解があるところでございますが、内閣府の食品安全委員会におきまして、P F A Sの食品健康影響評価が取りまとめられているところであり、農林水産省におきましても、P F A Sに関しまして科学的知見をさらに蓄積していくこととしておりますことから、汚泥焼却灰に含まれるP F A Sについても国の動向を注視していくたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 水道局では危機感が足りないではありませんか。

京都大学の研究チームが全国調査した全ての処理場で、特に、P F A Sの一種、P F O Sが確認されました。人への有害性を認め、国際条約では製造・使用禁止となっている物質です。

アメリカのミネソタ州の女性は、P F A S汚染地域で暮らしておりましたが、15歳でがんを宣告され、20回の手術を受け、医師からは、やれることはもうないと言われました。しかし、女性は、つらい体で、ミネソタ州議会公聴会で化学物質を規制してほしいと訴え続け、その3か月後に亡くなりました。女性の死から3日後の2023年4月14日、ミネソタ州議会は、P F A S全ての使用を禁止する法案を可決、人々は、女性の名前をつけ、アマラ法とたたえています。

先日の新聞には、環境のノーベル賞と言われるゴールドマン環境賞に、アメリカのニューハンプシャー州でP F A S汚染に反対を続けてきたローリーン・アレンさんが受賞したという記事が載っていました。

P F A Sの危険性は、今や否定することはできません。そのような状況で、水道局では、P F A Sが含まれている汚泥について肥料化するということを考えているのでしょうか、下水道汚泥肥料についての今後について、最後に、管理者に伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 佐藤水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤幸輝） 下水汚泥の肥料化につきましては、国の食料安全保障強化政策大綱により、2030年までに下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量に占める国内資源の利用割合をリンベースで40%まで拡大する目標が掲げられております。

本市の下水汚泥につきましては、セメントの原材料などとして活用しておりますが、今後も、国の動向を注視しながら、安全、安心に下水汚泥の利活用が図られるよう、関係部局と連携しながら引き続き調査研究を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 最後に、指摘をいたします。

当時、岸田首相のときに、今、ここまでくるお示しいただきましたような、国の政策として、リンベースで下水汚泥を肥料として使う、そういう方針に大きく転換された、方向性のかじを切ったというふうになっているわけですが、旭川市におきましては、今のところ、まだこの危険なPFA-Sが含まれているであろう汚泥を使われた肥料は生産されておりません。そして、全国各地、もう既に使用が始まっているところもありますし、道内においてもあります。

そのような中で、今の旭川市のこの農地を守らなければいけません。決して、これを進めることは許されないのではないかと指摘し、次の課題といたします。

全国高校総体女子サッカー大会について伺います。

来年の夏に旭川市で開催される大会の概要と、決定経過をまずお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイにつきましては、令和8年度は、幹事県である滋賀県を中心に近畿一円で開催されることとなっておりますが、女子サッカーについては、冷涼地である本市で開催したい旨、北海道教育委員会を通じて全国高等学校体育連盟から要請があったところです。

開催に当たり、施設整備をはじめとする経費負担や人的負担は本市に求めない旨の説明があったことから、本市からは、忠和公園多目的広場及びリアルター夢りんご東光スポーツ公園球技場の2会場を提供することについて、内部で意思決定したところであります。

本市での大会日程は、令和8年7月28日から8月1日の休養日を含む5日間で、都道府県予選を勝ち抜いた全16チームによるトーナメント戦が開催される予定です。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 2年前に開催された男子の大会との違いについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 令和5年度のインターハイ夏季大会は、36年ぶりに北海道で開催されたところですが、オール北海道での開催ということで、全道各地で様々な競技大会が開催されたところです。本市も、男子サッカー競技会の開催地として実行委員会を立ち上げるなど、主催者として大会運営に参画したところであり、52校1千300人以上の選手団と延べ1万5千人に及ぶ観客を受け入れ、盛会裏に終えることができました。

一方で、来年度開催されるインターハイは、近畿一円で開催されますが、女子サッカーについては旭川市への受入れが要請されたことから、本市といたしましては、令和5年度の男子大会で好評をいただいた会場を使用料減免にて提供し、後援としての立場で大会を支援する予定であります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、真夏の大会ということでありますので、暑さ対策としてはどのような対策が取られるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 暑さ対策を含む大会運営の詳細につきましては、運営者である北海道実行委員会が現在検討しているところでありますが、現時点では、試合時間を比較的気温の低い午前中及び夕方以降に設定するほか、ミストファンの設置を予定していると同委員会から伺つ

ております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 暑さ対策として、試合の前後の待機場所が必要ではありませんか。外ではなく、市有施設の利用を考えていただくことはできるのでしょうか。ほかにも、トイレなど、市有施設の開放をする考えはありますか。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 大会開催中の周辺市有施設の利用ですが、トイレを例にお答えいたしますと、忠和公園多目的広場では、グラウンド周辺に設置しているトイレ3か所を御利用いただけますし、一般開放している忠和公園体育館のトイレも御使用いただけます。また、東光スポーツ公園球技場についても、トイレや更衣室等を備えた同施設の管理棟を使っていただく予定であり、グラウンドのみならず、付随する施設や設備を利用いただく考えであります。

試合前後の待機場所につきましては、実行委員会において試合前のチームが待機できるテントを会場に設置すると聞いておりますが、落雷や豪雨など緊急の事態が発生した場合には、体育館や武道館等を避難所とするなど、必要に応じて市有施設を開放する考えであります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 5日間の大会ということで、初日のみ忠和会場、残りは全て東光スポーツ公園の球技場と伺っております。

先日、会場の東光スポーツ公園球技場管理棟を調査いたしました。施設のトイレやシャワールームは利用できるとのことですですが、女子の大会は初めての開催と伺いました。

暑さ対策など、市としても積極的な協力、支援の必要性について見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 今年は、日本全国で記録的な暑さとなり、本市も例外ではなかったところでありますことから、大会期間中は、必要な暑さ対策を講じ、選手をはじめとする大会関係者の健康を管理し、事故のない大会となるよう支援することが重要であるものと認識しております。

先ほど答弁いたしましたとおり、主催者側からは会場提供のみの要請であり、必要な備品や人員については全て主催者側で用意することですので、現時点では、具体的な市としての支援は検討しておりませんが、例えば、万が一に備えた医師や看護師の派遣、基幹病院や消防本部と連携した救急搬送体制の確保等、実行委員会から要請があった場合につきましては、市としてできる限り対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 男子のスポーツに比べますと、女子スポーツは、やはり脆弱な支援というところがあり、協力が必要だと考えております。

東光スポーツ公園の管理棟を拝見しましたけれども、シャワー室の床が黒くかびておりました。中に入つて使うという気にはなれないという状況なんですが、着替えの場所や女子ならではの衛生的な配慮も必要であります。ぜひとも、市有施設をきれいに掃除し直して利用していただきたいと思います。指摘して、終わります。

次に、花咲スポーツ公園新アリーナの課題について伺います。

新アリーナの事業手法を非保有方式とした場合、施設のリース料、使用料が発生すると示されました。今後の費用負担についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 非保有方式での他都市の事例では、市民利用枠として年間の利用時間を想定し、その時間を確保するための使用料を支払う方法や、施設をリースし、指定管理者を定めることで管理運営を行う方法があります。

他都市の事例ですが、利用時間に対する使用料では、青森県八戸市の多目的アリーナにおいて、年間2千500時間に対し、年間1億1千万円の使用料を30年間支払うスキームとなっております。また、リースでは、宮城県柴田町の体育館において、20年間で40億円、1年では2億円のリース料を支払うこととなっております。

本市においては、事業者から事業内容や金額等の提案を受けることを想定しており、公共利用の内容については、今後、公表予定の募集要項にお示しできるよう、現在、検討中でございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 非保有方式にした場合、かえってコスト高になるのではないかと思いますが、見解を聞かせてください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 一般に民間事業者が資金調達を行い、建設する場合、金融機関から資金を借りることになりますので、市が直接工事を発注する場合と比較すると、市債と比較して金利が高く設定される可能性があるものと認識しております。

一方、設計、建築が一体で進められ、工事スケジュールの見通しが立てやすいこと、民間事業者による収益事業の提案が行われる可能性があることなどから、従来の公共工事よりも市の負担が抑えられる傾向があります。

事業者からの提案内容につきましては、公共利用についての市側の要求が満たされているかはもちろんありますが、リース料または使用料の金額が妥当であるかについても慎重な審査を行うとともに、従来手法により整備を行う場合の施設整備費及び維持管理・運営費とも比較を行い、コスト面での検証をしっかりと行う必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 非保有方式にした場合、施設の所有は民間の事業者となります。固定資産税や市の土地を使う使用料金についてどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 民間事業者が市有地に施設を建設し、所有するため、法令等の規定に基づき、土地の使用料及び建物の固定資産税の納付が必要となります。

しかし、他都市では、まちのにぎわいづくりや地域振興につなげるため、固定資産税等について、期間を限定し、減免している事例がございますことから、本事業においても、事業者からの提案があった場合には、関係部局とも連携の上、適切な判断を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 原則としては、税金も土地の使用料もいただかなければならない、けれども、提案によっては減免して差し上げてもよいみたいに聞こえるんですよね。あらかじめそういうよう

な想定もあるのかなというところが疑問であります。

駐車場です。

これまで不足していた新アリーナの駐車場はどうなるのでしょうか、これまでとの比較とともにお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画において新アリーナに必要な機能や規模を整理しており、メインアリーナの競技場は、バスケットボールのコート2面分、約2千200平方メートル、観覧席は約5千席としております。また、現総合体育館周辺の駐車場は376台ですが、これまで現総合体育館や陸上競技場で開催されている大会の参加人数はおおむね2千人以下となっており、常設の駐車場においてこの場合の駐車場需要を満たすという考え方から、約500台の駐車台数を確保することを位置づけております。

なお、イベント開催時の来場者を約5千人とした場合には、駐車場需要に対応できないことから、公共交通機関の利用を促すとともに、周辺での臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行などの方策を検討することとしております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　新しく新アリーナを建設する、しかし、駐車場はかなり不足しているという状況が分かりました。今の計画でいいのでしょうか。

事業者の提案がこれからあると思いますけれども、その内容について、逆に市が想定していたコストを上回る場合、どのように対応されますか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　事業者から提案があったリース料または使用料について適正な金額であるかの判断は、従来手法により整備を行う場合の施設整備費及び維持管理・運営費が目安となり、事業期間が長期間にわたることから、経済的価値の変化も考慮しながら、この金額を超える事業提案を選定すべきではないと考えております。

花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画において算定した概算事業費は、新アリーナの建設費が約140億円、年間の維持管理費が約2億5千万円となっておりますが、昨今の建設費高騰も考慮しながら、事業内容と併せてコスト面についての検証を行ってまいります。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　建設費用で140億円、年間管理費が2億5千万円の想定、これを上回るような提案があった場合は、これは認めていかないというようなお考えだというふうに受け止めたのですが、非保有方式にすること自体、市として既に意思決定が行われましたか、いつ決まったのですか、どのような手続が行われたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　花咲スポーツ公園再整備事業につきましては、昨年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査の結果を踏まえた旭川市PFI活用指針に基づく府内検討会議での議論を経て、本年2月6日に官民連携手法により実施することを決定しております。

これにより、今年度、外部委員も含めた花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、7月2日に開催した第1回選定委員会において、総合的な評価により非保有方式で進めることは妥

当、ただし、非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることを含めて検討することとの御意見をいただきました。

この内容について、7月及び8月に経済建設常任委員会に報告を行い、質疑をいただいた後、関係部長、3副市長及び市長への説明を行い、事業方式について市として意思決定を行ったところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 既に意思決定は行われたということです。

委員会からの指摘としては、水準を満たさないときは問題ではないかということですが、じゃ、コストが高かったときはどうなのかというところの表現はないのですよね、多分ね。こういうところも心配されるところであります。

官民連携導入可能性調査の事業者ヒアリングの意見では、地域性、立地等を考えると独立採算は厳しいと言っています、事業者ですね。場所もああいった場所ですし、駐車場も少ないので、市からの一定の使用料の支払いがあれば可能と言っています。つまり、市から多くの使用料、もしくはリース料ですか、それがあればやってもいいよというふうに見えるわけです。それでもこれをやることでありますので、市としてはコストは二の次に見えるのですが、いかがでしょうか、見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 事業者選定委員会にお示しした資料では、昨年度実施した官民連携導入可能性調査による市場調査により、適用の可能性がある事業方式について、保有方式と非保有方式に大別し、比較検討を行っております。

この事業方式については、導入可能性調査により、保有方式に当たる事業方式はVFMについて確認ができており、非保有方式に当たる事業方式については、同調査におけるヒアリングを行うことで、詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できたとし、いずれも従来方式と比較してコスト面で有利となる可能性が確認されております。

これを踏まえて、事業者選定委員会では、保有方式、非保有方式の評価の視点として、新アリーナの目指すスポーツと多様なコンテンツを掛け合わせた新たな魅力の創出を実現するための評価と、市の公共施設保有の視点からの財政面での評価により比較検討を行い、非保有方式での実施を選定したところですが、今後の事業提案の審査において、事業内容と併せてコスト面でも慎重な検証を行い、市として不利になるような提案であれば、改めて保有方式で進めることも含めて検討することとしております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 新アリーナについて非保有方式にした場合、どのぐらいの期間、利用するのでしょうか、また、市民の利用料金が高くならないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 新アリーナの利用期間につきましては、他都市の類似事例では30年間となっており、本市としてもその期間を想定しておりますが、都市公園内において公園管理者以外の者が設置する公園施設の設置管理許可につきましては、更新を妨げるものではありませんが、許可期間は10年を超えないこととなっていることから、更新に当たっては、事業者の運営

状況や本市のスポーツ需要及び実施状況を踏まえ、判断していくこととなります。

また、市民の施設使用料につきましては、八戸市の多目的アリーナの事例になりますが、市が確保した市民利用枠について市が条例で使用料を定めており、この金額は他の市有のスケートリンクと同等の金額となっております。

本市においても、求める公共利用の内容は検討中でありますが、市民の利用に当たっては、過度な負担増とならないよう、事業者の提案内容の審査やその後の協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 10年ごとで更新していくということで、今、お聞きいたしました。PFI事業の場合は、契約期間が終われば、その後は市の負担がなくなると思っているんですよね。

でも、この民設民営方式で行くとなりますと、建物がある限り、ずっと10年ごとに更新を続け、何十年間も市が使用料、リース料を支払い続けることになる。こうなると、本当に必ずかえって高上がりになるということは分かっていると思うのですが、急いで進めるのかという問い合わせに対して、常任委員会では、ゆっくりと、急いでではないという答弁がありましたけれども、着実に進めていくように見えますが、今後のスケジュールについて進め方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） スケジュールにつきましては、現在、令和7年中の事業者募集開始に向け、募集要項等の素案を作成し、その内容について事業者から意見を伺う手続の準備を進めております。事業者の意見を踏まえた募集要項等の案について、事業者選定委員会から御意見をいただき、募集要項等を策定した後、年末頃には募集を開始したいと考えております。事業者からの事業提案の審査を行い、令和8年度前半には優先交渉権者を決定、令和8年度後半には基本協定を締結する予定しております。その後、新アリーナ整備に向けた設計、建設工事に入り、令和12年度中のオープンを目指しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 旭川市にとって民設民営方式は負担が大きくなるのではないかと思い、るるお聞きをしてまいりました。これから事業者の募集要項を出していき、選定に入っていくということあります。その内容、また選定の在り方については、くれぐれも慎重に判断していく必要があると指摘をして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質問を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、江川議員。

（江川議員、質疑質問席に着席）

○江川あや議員 それでは、いつもどおり、爽やかに参りたいと思います。

通告に従いまして、質問をいたします。

小さな子どもからシニア世代まで、免許を取得することなく乗ることができ、手軽に利用ができることが自転車の魅力だと思います。自転車は、軽車両と定義され、車道を走るのが正しいけれども、広い歩道では歩行者に気をつけながら安全な速度で走ることもできるということは、多くの市民が頭では理解しているところかと思います。

その上で、最近、中学生や、特に小学校の高学年の保護者仲間から、来年からの青切符のことを相談いただくことが続きました。それは、自転車は車道を走らなければいけないということは分かるんだけれども、車を運転している身分としては、とても怖いし、さらに、子どもを自転車で走らせるのはさらに怖いということです。

まず、確認いたしますけれども、2026年4月からの16歳以上の違反切符の導入に関して、どのような改正となるのでしょうか、伺います。

○議長（福居秀雄）　内村防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　来年4月から始まります自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入につきましては、交通事故の件数が減少傾向にある中、自転車事故につきましては、横ばいであり、事故件数に占める割合は増加傾向にあることから、実効性のある責任追及を図ることにより、自転車事故の抑止を目的とする制度であります。

これまで、自転車による交通違反を認知した場合、16歳以上で悪質、危険な違反者は検挙され、全て刑事手続へと進んでいたところですが、来年4月からは、飲酒運転などの重大な違反や事故を起こしたとき以外の悪質、危険な違反者に青切符が交付され、反則金を納付すると手続が終了することとなります。

なお、16歳未満の違反者につきましては、今までと同様に指導警告のみとなっております。

○議長（福居秀雄）　江川議員。

○江川あや議員　つまりは、反則金の納付が始まるということですね。

自転車というのは、環境にも優しくて健康維持にもなるために、近年、利用者が増加しているということもあるので、自転車の事故は、確かに横ばいのために割合が増加しているということで、注意されても直さないなどの悪質な場合に、16歳以上は反則金の制度が入るということです。で、中学生は、逆に言うと、指導警告のみ、のみと言っていいのでしょうかね。

では、この改正に関して、市の教育委員会としてはどのような対応をしているのでしょうか、伺います。

○議長（福居秀雄）　坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生）　自転車利用については、道路交通法の改正により、16歳以上を対象に、運転中の携帯電話の使用禁止などの反則制度が導入されることに伴い、令和6年10月、文部科学省から、ヘルメット着用の重要性や警察と連携した交通安全教育の推進について通知があったところです。

これを踏まえ、道立学校の取組を参考に、児童生徒のヘルメット着用の促進や交通事故防止の取組の推進について、各小中学校に通知をしております。

○議長（福居秀雄）　江川議員。

○江川あや議員　文部科学省からの通知が令和6年の10月に出されたということで、旭川市は、実は少し早く議論が始まって、今年の4月から中学生はヘルメットの着用がほぼ校則で義務化されたという状態になっています。

ただ、よく見るんですけども、大変髪型を気にする年代なので、せっかく買ったヘルメットは手にかけられているという姿をよく見ることがあります。

市内の中学生以下の子どもの事故について、過去3年間の数字をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 中学生以下の交通事故の過去3年間の被害状況でありますけれども、令和4年は19人、そのうち自転車乗用中の事故は5人となっております。令和5年は41人、そのうち自転車乗用中の事故は13人となっております。令和6年は24人、そのうち自転車乗用中の事故は8人となっております。

なお、中学生以下の自転車乗用中の死亡事故につきましては、平成18年7月を最後に、発生していない状況でございます。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 この数を多いと取るのか、少ないと取るのか、多いというふうに取るほうがいいのかなというふうに思うんですが、本当は事故はゼロがいいですからね。

この数字、乗用中の事故に関して、旭川市としてはどのように受け止め、対策を取っているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 中学生以下の自転車乗用中の事故につきましては、増減の波はあります、一定数、発生している状況であり、将来を担う子どもたちが悲惨な交通事故に遭わないようにしていかなければならないと考えております。

このため、長年にわたり、幼児や小学生を対象に、交通安全教室や自転車教室を通じまして交通事故の恐ろしさを伝えるとともに、時代に合わせ、伝え方にも改良を加えてまいりました。また、令和4年からは中学生を対象とした自転車教室も開始し、少しでも事故を減らせるような対策に努めております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 当然、目標はゼロですから、一生懸命やっていますということで、小さいときからずっと啓発をし始めているということで理解いたしました。

その上で、現在の心配というのが、車道を走らせるということなわけです。まず、どこであれば自転車が走っていいのかという標識が、歩道であっても分かりにくいということが現実だと思います。その点をどうにかできないのかなというのをちょっと議論していたんですけども、なかなか、たくさんあるので一個一個調べられない、そして、それを、例えばマップとか、あと、ここはどうなんだろうと検索できるようにするのかはかなり現実的ではないのかなというふうに思いました。

一方で、車道を走らせるんだったら、じゃ、車道の横のところに自転車道の整備というのをきっとすればいいんじゃないかなということを見たんですけども、本州なんかと違って、北海道は雪が降るということもあって、段差がしっかりあるんですね。なので、それもまた、ちょっと走るのも危ないし、どうかなというふうな気持ちで見ていました。

そういうふうに考えたときに、やはり、歩道が広いので、そこをきちんと色分けなどして、歩行者と自転車が共に安全に通行できる場所なんだということが一目で分かるような環境整備というのが、現在のところは必要なではないかなと。

ただ、ここは予算がかかることなので、今、答弁は求めませんけれども、その必要性に関しては、まず1点、指摘をさせていただきます。

予算が関わることですので、ここはかなり時間がかかると思うんですけども、今は、もう来年

から入ってくるので、現在できる現実的な対応ということが必要だと私は考えます。アンケート調査なんかをしながら啓発をするという方法もあつたり、情報共有をするという方法もあると思うんですが、一番は、やはり、先ほどから御答弁いただいている交通安全教室になると思います。

小学校、中学校、子どもの交通安全教室について、内容と取組校の数をお示しください。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 最初に、小学校における交通安全教室についてでありますけれども、新1年生を対象に、道路において安全に行動ができるように指導するわかば教室を毎年4月から5月にかけて実施しております、今年度につきましては48校で既に実施しております。また、全学年を対象にした自転車教室とダミー実験会を実施しております、自転車教室では、正しい自転車の乗り方や道路の渡り方などを指導、ダミー教室では、実際にグラウンド内に自動車を走らせ、ダミー人形を衝突させまして、交通事故の恐ろしさを肌で感じてもらうことを中心に指導しております。

今年度の実施回数につきましては、自転車教室は28校、ダミー実験会は13校を予定しております。

次に、中学校における交通安全教室でありますけれども、自転車教室を実施しております、国が定めました自転車を安全に利用するための5つのルールを中心に、乗り方や標識の見方、自転車の並走と、ながら運転のスマホ禁止など、講話やDVD視聴などで交通ルール遵守の重要性を指導しております。

今年度の実績につきましては、16校において、4月中旬から5月上旬にかけて実施しております。

最後に、未就学児童における交通安全教室でありますけれども、幼稚園や保育所で着ぐるみや腹話術人形を使いまして道路の横断練習などを行う巡回教室を実施しており、現在のところ、105か所で実施する予定であります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 本当に、年代に応じて様々なやり方をしているんだなということを改めて感じたところです。その中で、特に、自転車を使用して校区の外に行く機会が多いのが中学生なのかなと思うんですけれども、取組を強化してほしいところなんです。

市内中学校の全てでこういう交通安全教室を導入する考えというのはないのでしょうか、伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 交通安全教室については、希望のあった学校で防災安全部が実施しております、他の学校も警察や民間企業の協力により独自に取組を行い、全ての中学校で実施されている状況にあります。

中学生は、違反切符の対象外ではあるものの、通学や部活動での自転車利用が多いことから、生徒が交通事故の被害者や加害者にならないよう、安全確保に向けて、交通ルールの遵守について危機意識を持って取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 学校では、中学校の場合は、何らかの形では全校でやっている、そして、それ以

外にも、例えば、地域でも交通安全を呼びかけるような人たちが立っていたりということで、かなり、地域とおうち、保護者なんかとも連携しながらやっているというところなんですかけれども、なかなか、こういう中学校による周知、指導、そういう子どもたちの年代でもありますので、それだけやってもなかなか難しいんだなというのを、ヘルメットを手にかけている我が娘の様子から見て思うんですけれども、本来、そういう姿、例えば、大人が背中を見せて、シニアも含めて、みんなで地域で背中を見せるって、そんな必要があるのかなと思うんですが、特に保護者に関しての啓発等、どのようにする用意があるのかを伺います。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 保護者に対する啓発等につきましては、交通安全の基本は家庭からという言葉がありますように、子どもに対して最初に交通ルールの指導を行うのが保護者であると考えます。また、保護者が交通ルールやマナーを実践し、よいお手本になることも大切であります。

このため、現在は、交通弱者と言われる子どもや高齢者を中心に交通安全教室を実施しておりますが、保護者に対する交通ルールの啓発も非常に有意義であると考えられますことから、希望される一般の団体や企業を対象にも教室を用意しております。この教室につきましては、交通安全運動期間に合わせて、町内会で回覧をしていただく広報誌に募集案内等を掲載しておりますけれども、今後は、PTAの集まりや交通イベントなど、あらゆる機会を通じて教室の場を広げていけるように周知してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 この交通安全教室は、今のところできる精いっぱいのところなのかなとは思うんですけども、こここの部分で、より広くみんなで学びながら、そして啓発と一緒に進めていくということをぜひしていっていただきたいなと思います。私も、広報しながら頑張りたいと思います。

次に、この項目の中で、香りの害、香害について伺います。

8月、文部科学省宛てに研究機関の中間報告がなされました。その研究には、旭川市においても、少数ではありますが、調査に参加していた、そして、子どもの香害被害の実態があるというふうに把握をされたところです。

調査結果によると、全国の平均値ですけれども、およそ10%の子どもが、学校等の教育施設において、香りを中心とする化学物質により体調不良を感じているという結果となっていました。旭川市としての受け止めを、まず伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和7年7月31日付で新潟県立看護大学の永吉雅人准教授から、全国の幼児と小中学生を対象にした子どもの香害及び環境過敏症状に関する実態調査の結果報告が本市に送付されております。調査結果では、全国の有効回答数8千12人のうち、およそ10%の児童生徒が香りによる体調不良を訴えていることが確認されました。

本市においても、これまで柔軟剤などの香りによって体調不良を訴える事例があったことから、洗剤や化粧品と併せ、使用の配慮について改めて各学校を通じて注意喚起を行い、児童生徒の健康被害の防止に努めていくことが必要であると受け止めております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 全員の子どもたちに対して健康被害の防止に努めていくことが必要という御答弁、

当たり前のような今の御答弁なんですが、意外と、全国ではこの御答弁をいただくようなことがなかなかないという実態があつたりします。

で、10%の子どもが体調不良になったことがあるという実態に対して、旭川市としては対応する必要があると考えているのでしょうか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 各学校では、日頃から、教室の換気状況を点検するとともに、合成香料などにより苦しむ人がいること、誰もが発症し得ることを含め、いわゆる香害への理解と配慮がなされるよう、国や旭川市保健所、教育委員会が作成したリーフレットを活用し、周知と啓発に取り組んでおります。

症状のある児童生徒が在籍する学級においては、24時間換気や、保護者が希望する石けんの設置、別室の準備といった配慮を行っており、今後も、症状や原因を丁寧に聞き取り、児童生徒や保護者が不安なく過ごせるよう必要な対処に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 つまり、個別の配慮をしているという現状があるということです。文部科学省との交渉においても、個別のということを繰り返し答弁いたしておりました。

その点で、旭川市は既に個別の対応はしているわけですが、当事者が求めているというのは、誰もが同じ場所で学ぶことができるような環境整備なわけです。個別にそれぞれ分けて対応するのではなくて、どういうような個別事情があったとしても、同じ空間の中で時間を共有して社会を学んでいく、学習環境を整備するということが必要であるというふうに、この点、改めて指摘をさせていただきます。

香り、特に、化学物質というのは、さきに申し上げましたように、将来的に健康被害につながる可能性もあるということで、ぜひ、予防原則というところを考えていただきたいと思います。

そのための把握のために、保健調査票の記述欄に関して伺います。

学校保健会等での参考表記があるとはいえ、自治体ごとに記載内容を決めているでしようというふうに文部科学省からも言われました。旭川市においては、専門的な視野も取り入れながら丁寧に作成しているというふうに伺っておりますが、まずは、個別の健康状態の把握のために、今後で結構ですが、香害を含む化学物質過敏症等の様々な配慮事項を把握するための記載を追加する、そんな考えはないのでしょうか。

10%の子どもが体調不良になったことがあるという実態に対して、市として対応する必要があると考えているのか、改めて見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 保健調査票については、児童生徒の健康状態を把握するため、保護者が、毎年、春に学校に提出するものであり、既往歴に加えて、自由記載欄を設定し、化学物質過敏症なども含めて健康上の配慮事項を記載していただいております。これに基づき、学校では、保護者への聞き取りを丁寧に行い、未然防止対策を講じるなど適切な対応を行っております。

現行の調査票様式は、平成28年の学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、学校医や学校歯科医、校長や養護教諭により議論を重ねて定めたものであり、今後も国の対応に合わせて見直しを検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 今のところは、どうしても、やはりこの自由記載欄でということですが、検討は今後していただけたということで、ありがたいと思います。

とにかく、これ、分かっている保護者に関しては書けるのですけど、どこに書いていいか分からぬっていう保護者も結構いるので、ぜひ、その点も今後配慮をお願いしたいと思います。

次に、学校環境衛生基準に関してです。

シックハウス症候群等の空気中の化学物質などによる健康被害が課題となったことから、参考資料が付されています。

その資料に基づいて、旭川市として、児童生徒の衣服からの有機化合物を把握するために、児童生徒がいる状況においても観測を試験的に行ってはどうかと考えますが、考えをお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 化学物質の測定については、学校環境衛生基準により、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレンなど8項目を測定しております。

香害のメカニズムが解明されていない中で、原因物質が8項目に限らないこと、他の有効な検査方法も想定できることから、現時点では、児童生徒がいる状況での試験的な観測について実施は予定をしておりません。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 少なくとも、8項目だけでも観測をしていただけたらなというところがあるわけです。何げなく販売されて使用されている日常生活用品で体調不良になるということ、家族であってもなかなか理解が進まないという、そういう中で、こういうことに苦しんでどんどん悪化してしまうという現象が起きています。その要因は、企業利益が優先される中で解明がどんどん先延ばしにされるような印象があつたりもするんですけども、だからこそ、分からぬからこそ、予防原則の観点からぜひ試験的に観測をしていただきたい、もしくは、観測の許可をぜひいただきたいと申し上げまして、この項目を終わりたいと思います。

次に、マテリアルリサイクルの考え方についてを取り上げます。

今年の夏も本当に暑かったですね。問題視されておりました。そして、雪の降り方や急激なしぶれといった気候への影響を体感している、そんな中で、気候変動、変動という言葉から気候危機というふうに言葉が変化しているところになります。

狩猟免許を私は取得していたりと、これまで野生動物との共生という面での環境政策の取組が多かったのですけれども、今回、このデザイン都市旭川としての観点から、今ある資源の有効活用ということに関して取り上げたいと思います。

まず、いわゆるリサイクルの種類にはどのようなものがあるのかを伺います。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） リサイクルにつきましては、廃棄物を原料として再利用するものでございますが、このうち、物理的に形を変えて原材料として再利用するのがマテリアルリサイクルでございまして、そのほかにも、化学的に分解してから再利用するケミカルリサイクルや、燃焼させて熱エネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがございます。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 同じくリサイクルとしても、マテリアル、そのまま使って原材料にするよ、そして、化学的に分解して、どろどろに溶かして、もう一回、作り直す、そして、最後に、サーマルリサイクル、熱エネルギーとして使う、こういういろいろなことができます。

その中でも、用途を終えた物品を違う用途で利用するということをリサイクルというふうに言いますけれども、マテリアル、原材料としてどのように使うことができるのかということで、提起を含めて取り上げたいんですが、旭川市においてマテリアルリサイクルの現状、実態はどのようになっているんでしょうか。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 近年、循環型社会の形成に向けまして、国は、第五次循環型社会形成推進基本計画におきまして、循環経済への移行を国家戦略に位置づけ、廃棄物などを資源として有効活用することで付加価値を生み出し、新たな成長につなげるとしています。

本市におきましても、循環型社会の構築を目指し、空き缶や空き瓶、ペットボトル、紙製やプラスチック製の容器包装に加えまして、今後はプラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集とリサイクルにまで取組を広げていく計画であり、引き続き、国の動向を注視しながら、資源をより効率的に循環させるためのシステムづくりに取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 今年の8月に、国連において、使い捨てプラスチック製品の禁止や、再生材使用の義務化などの政策が実行されるように、いわゆる国際プラスチック条約が最終合意に向けて話し合われていましたが、最終合意は見送られるという結果となりました。

ただ、国際的にはプラスチックの再利用というのは当然のように行われていて、旭川市においても、燃料としての利用の前に、まずは原材料として、そのままの形で使う方法などを考える必要があると思います。

まず、学校の教材としての活用ができないのかなというのが思ったところなわけです。いわゆる隠れ教材費というものなんですけれども、学校教材には、算数セット、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、彫刻刀、絵の具セット、裁縫道具など、都心の自治体ではもう学校の教材として備品化されている、授業を受けるのに必要な道具があります。そのほかに、生活や図工、算数、理科などで使うラップの芯、包装紙、ボタン、500ミリリットルのペットボトル、空き箱といった、備品化とか統一できないような、学習に必要な材料というのがあります、その実態について、まず、市教委は把握していますでしょうか、伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 小学校の授業においては、算数セットや鍵盤ハーモニカといった教材のほか、ラップの芯やペットボトルなど、家庭で不要となったものを学習用教材として活用している事例がございます。廃棄されるものを有効に活用することでSDGsへの理解につながる学習にもなることから、保護者への負担にも配慮しながら取り組むべきものと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 そうなんです。廃材というか、おうちで出るもので、家庭で出てくるようなものを使いましょうというふうに教科書ではなっていて、ラップの芯とか、なかなかレアな、毎日出るものじゃないようなものを集めるのに結構苦労するというのが保護者世帯の悩みでもあります。し

かも、明日、要るとかって言うんですね。

そういうふうなことを考えていくときに、これ、使えるんじゃないかしらと思ったわけですが、サステナブルデザイン都市・旭川としての可能性も併せて伺いたいと思います。

特に、ヨーロッパにおいては、日本においてはごみってされるものを資源として集めて、ごみとして扱うのではなくて、材料として収集し、分別し、提供するっていうマテリアルセンターという取組がリサイクルの一つとしてございます。

それまでは難しいとしても、例えば、連携協定を結んでいる企業さんとかでも、プラスチックのトレーとかペットボトルなんかはきれいに集めていらっしゃるので、そういうものを、学校の教材で求められている、探しているような保護者に提供するような仕組み、そういう容器等を、企業がお金をかけて処分するのではなく、提供するような仕組みというのをマテリアルセンターというような形でできないだろうか。

日本初の取組となります、サステナブルデザイン都市・旭川として行う考えはないのか、そういうことを市長に伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 本市は、世界の環境に貢献するサステナブルデザイン都市・旭川を標榜しております。

廃棄物を、社会的のみならず、創造的な資源として、再価値化しながら循環させていくことが重要であると認識をいたしております。

今後も、国が目指す循環経済への移行の状況を注視しながら、自然豊かな旭川にふさわしい循環型社会の形成に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 サステナブルデザイン都市・旭川ですので、ぜひ、こういった保護者とともに喜ぶような取組から、お金をかけずにこつこつと行っていっていただきたいと申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

最後に、市長に続けて幾つか伺っていきたいと思います。

まずは、改めてですけれども、2期目の御当選、おめでとうございます。

この項目の最初に、じゃ、市長は議会の役割をどう捉えていますかって聞こうかなと思ったんですけども、最後にまとめて伺おうかなと思います。

二元代表制というのは、私は、住民福祉のために、より市民の考えを反映するための仕組みで、様々な価値観がある中で、誰一人取り残すことのないように、細心の注意を凝らして、議論を尽くして合議を図っていく、そんな仕組みだと私は捉えています。

そして、旭川市議会は、これまで、時間をかけて丁寧な議論をというふうに積み重ねてきたと聞いています。その道の上に今があるということ、そして、考えが一致しないのであれば、一致している部分でどう考えて歩み寄るのか、押し通すのではなくて、話し合っての合議を、そのように私は考えているわけです。

市長は、1期目にどのような政策を重点的に取り組み、2期目ではどのような政策を重点的に行なうおつもりなのでしょうか。

特に、いじめに関して、何か、最近、トーンダウンしていませんかというふうに思うんですけれ

ども、どのように考えていますか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 1期目につきましては、市民の皆様とお約束した85項目の公約全ての実現のため、全力で取り組んでまいりました。2期目につきましても、100項目の公約を掲げており、そのどれもが市民の皆様とつくり上げた大切なものですので、実現に向けて全力を尽くしてまいります。

いじめ防止対策については、御遺族に寄り添い、再調査委員会を設置するとともに、いじめ防止対策推進部を新設し、旭川モデルの取組を進めた結果、相談件数や認知件数の増加など、いじめの積極的な把握による早期の対応につなげてまいりました。

今後につきましても、フリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援をさらに進めるとともに、中核市市長会では、いじめや不登校に係るプロジェクト会議の責任者として議論を取りまとめ、国に提言等を行ってまいります。さらに、本市が中心となり（仮称）いじめ防止対策首長連合を発足するなど、全国の自治体と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 公約の数をお答えいただきまして、ありがとうございます。

そして、特にいじめに関して、ちょっと長めに御答弁をいただきました。市外への活動というのもあるんですけども、ぜひ市内に目を向けていただいて、特に、重大事態に認定されたもの、不登校の解消には至っていない、根本的な解決には至っていないというような人たちをどう導いていくのかというのが、今後、問われていくのではないかなど私は思っています。

1期目の実績として、様々なところで、144億円の経済効果とか、数字が幾つか上がっていたように思います。上げられている数字等について、特におっしゃっておられたような数字等について、改めて実績と根拠を含めて説明を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 1期目におきましては、財政の確保に取り組み、コロナ禍前の令和元年度末と比較し、令和7年度末の見込みで、基金残高は約29億円の増加、市債残高は約115億円の減少となり、ふるさと納税の寄附額は、令和2年度の約18億円から令和6年度に約37億円まで増加いたしました。

経済・観光分野では、企業誘致を進め、令和5年度には過去30年で最多となる6件の誘致を実現したことに加え、LCCの就航等により、令和6年度には旭川空港の利用者数が約116万人となり、外国人宿泊延べ数については、過去最高となる約31万3千泊となりました。さらに、新たなイベントを開催し、北口榛花選手の凱旋パレードには約4万8千人、あさひかわ菓子博には、メイン会場とサブ会場を合わせて約26万人の方に来場していただく結果となったこと等が実績として挙げられると考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 まず、144億円が、市債とか、こういったところを含めて経済効果があったということなんですが、市債って、返していくものなので、減らないと困ると思うんですよね。逆に、今年度、実は増えているということがあります。

それから、ふるさと納税に関しては、寄附実績の推移なんかも見ていくと、寄附金額がずっと上

がり続けていて、市民、住民、国民の認知がどんどん進んできて、ちょっとした、何というんですかね、納税というよりは、どちらかというと、ちょっとした通信販売として使っておられる方、そんな感覚が多いのかなというふうに思っています。

そして、外国人宿泊延べ客数に関しても同じことが言えて、旭川市を訪れてくださっている外国の方は、北海道観光機構のデータを見てもずうっと上がり続けている傾向があります。

そして、旭川100フェス、楽しんだんすけれども、いろいろありましたし、やはり、何だろう、うちの娘が実は陸上をやっているものですから、すごく応援していました、世界陸上。何か、もっと練習したり、けがの療養になれるような環境を、ぜひ、スポーツ選手としては、そっちに応援の仕方をシフトしたらどうだろうかというようなことを、ちょっと涙を流しながら彼女は思っていたようです。

そして、一番最後に、あさひかわ菓子博、15万人が来たというようなところが浮かんでいたので、26万人ってどこから来たんだろうと思ったら、メイン会場とサブ会場を合わせてということで、何とダブルカウントができたということで、これ、ちょっと、何か数字のマジックで、両方が正しいんだなということを今理解したところです。

そこで、伺いますけれども、幾度も二元代表制に関して伺ってまいりました。改めて、意味を踏まえて、意気込みを伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 地方自治においては、市長と議員が直接選挙で選ばれる二元代表制の下、住民福祉の向上と地域の発展のため、両輪となってまちづくりを前進させていくことが重要であると考えております。

引き続き、市政を預かる責任ある立場として、議員の皆様とも議論を重ねながら市政運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 ありがとうございます。

では、次に、物価高騰対策について議論を重ねていきたいと思います。

例えば、老齢年金の額がようやく引き上げられた中で、課税額が変わる。例えば、非課税から均等割になることで介護保険料や医療費などが引き上げとなって、実質的な生活費が相当数の減額となる例などがある、特に、今年度、そういう相談や問合せが多いという印象を受けています。実質的に数字を見ると、被保険者数のうち、およそ1千人程度が非課税から課税に移っているという実態も見えて、トータル人数は全体的に減少している中で、一定数の影響があるのかなというふうに捉えられます。

現役世代に関しても、扶養控除額の見直しですとか時給の見直しなんかも関わって、課税額が変わることで、就学援助を受けられないというような近傍世帯が出てきていたりしますし、世帯収入で見ていったときには、一人暮らしの世帯というのは世帯収入が低いので、控除の恩恵もなかなか受けられないですし、物価高というのは全ての市民の生活を圧迫しているというふうに見てとれるわけです。

そう考えるときに、議論を重ねておりますし、やはり、早急に物価高に対する対策をすべきではないかと考えますが、市長の見解をお示しください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 最近の消費者物価指数からも、食料品を中心に物価の高騰が続いている状況であるため、その影響を受ける市民や事業者を守り、支えていくことが重要な課題であると認識をいたしております。

このため、本市独自の物価高騰対策につきましては、国の対策や地方自治体への追加の財政措置の有無等も踏まえ、内容や規模等をしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 国のというようなことが何度も何度も繰り返されるんですが、簡単に言うと、それでは遅いっていう話なんですね。例えば、お米とか野菜とか果物と、旭川だけではなくて、北海道というのは農産物がこの国の食料を支えていると思います。だからこそ、先日、大雨で道東の農業被害が大変心配な状況なんですが、これは、さらに食料品の値上がりにつながるということが懸念されるのではないかと思います。

旭川市の見解をお示しください。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 生活に欠かせない食料品の高騰は家計にも大きく影響することから、引き続き、物価の動向による市民生活への影響の把握に努め、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 食料品だけではなくて、エネルギー価格も当然高騰しているわけです。農産物を運ぶのにもお金がかかるということです。エネルギー価格の高騰というのは、事業者も圧迫して、輸送への影響が特に懸念されます。

ガソリンの暫定税率に関しては動向が気になるところですけれども、例えば、寿バスカードの自己負担の補助とか、高校生の通学の補助なんかをして、少し利用を促進していく、家計のガソリン代を下げるというようなことが必要なんじゃないでしょうか。

公共交通というのは、特に、この冬が分水嶺だと私は考えています。利便性について、どのように現状を把握して、次の春にさらなる急激な減便とならないようにするような方策を立てているのでしょうか。

また、物流に欠かせない軽油は、ガソリン暫定税率の廃止の恩恵を受けません。人口減や個人ベースの消費となる中で、大量輸送が実質的には暮らしに合わないという状況が出ています。現在、店舗の効率性なんかから個別配送に転換されていく中で、運送というのは地方にとって日常生活をする上で欠かせません。運送から輸送、つまり貨客混載に転換が進んでいく中でも、ガソリンや灯油といった燃料は、一定数、大量輸送となることから、基礎自治体として対策ができる、必要なのではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 公共交通は、通学のほか、通勤や通院など市民の移動手段として、また、物流は、市民生活や経済活動を支える基盤として、さらに食品等の価格にも影響を与える、生活に欠かせない重要な役割を担っていると認識しております。

そのため、本市では、これまで物価高騰対策として、公共交通事業者や貨物自動車、運送事業

者等に対する支援を行ってまいりました。今後におきましても、物価の動向によるこうした事業者への影響の把握に努め、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 ぜひ、市民に寄り添った対応をと思います。

今年の8月27日、旭川地区退職者連合から市長に手渡された要望書の中に、生活福祉助成制度の創設についてがありました。

市として、要望が出された背景をどのように捉え、どのように対応していくおつもりか、伺います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 飲食料品の値上げや、国の電気・ガス料金の補助終了など、物価高騰による負担のさらなる増加が見込まれることを背景に要望されたものと認識しております。

今後の支援等につきましては、このような背景を考慮しながら検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 つまり、全体的に苦しいんだということは把握ができているということで、よかったです。

今、特に電気・ガス料金の補助が終了するといった御答弁がありましたように、今でもとにかく生活が苦しいという状況が続いている。だからこそ、特に冬の暖房に関しては今議会で出てくるものと思っておりましたが、出てきていないんですね。

冬の暖房に関して、旭川市としては、どのように捉え、対策を行うのでしょうか。12月の議会では間に合わないと思いますが、間に合うと考えたのか、その見解を最後に伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市のような寒冷地では、冬期間の暖房は生活に欠かせないものであるため、引き続き燃料価格の動向を注視していく必要があると考えております。

本市独自の物価高騰対策につきましては、国の対策や活用できる財源等のほか、本定例会での様々な御意見等も踏まえ、内容や規模等を検討し、第4回定例会までにお示ししたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、江川議員の質問を終了いたします。

（江川議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

---

再開 午後 1 時 00 分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

石川厚子議員。

（石川厚子議員、質疑質問席に着席）

○石川厚子議員 市長が再選されて初の議会ということですので、市長の政治姿勢について、順次、

お伺いしていきたいと思います。

初めに、物価高騰対策についてです。

物価高騰が進む中、10月から家計負担がさらに重くなりました。食品や飲料は3千品目以上が値上がりし、政府が暑さ対策として7月から9月に限って再開した電気・ガス料金の補助は終わりました。

加えて、北海道電力は、10月1日に家庭用と企業向けの電気料金を共に値上げしました。さらに、今月より旭川空港の駐車料金が値上がりし、朝、旭川空港を立つ便に乗り、最終日の夕方に帰ってくる場合、今まで3泊4日ですと1千500円であったのが通常期で4千円となりました。

市長は、2期目の公約の1番目に市民の暮らしや社会経済を支える物価高騰対策の迅速かつ着実な実行を掲げられました。当選翌日の北海道新聞のインタビューでも、物価高騰対策について、市民の不安を早急に取り除きたい、10月から11月には方針について結論を出したいと答えられています。これを目についた市民の方は、早ければ10月にも何らかの物価高騰対策が行われると期待したことと思います。

しかし、先日、能登谷議員が指摘したように、今回の補正予算では物価高騰対策は何ら示されておりません。物価高騰対策として、市長はまず何に取り組みたいと考えておられるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 本市独自の物価高騰対策につきましては、生活者や事業者への影響に加え、国の対策や市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、真に支援が必要な方により効果的に支援が行き届くよう、内容や規模等をしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 真に支援が必要な方に対応したいとの答弁でした。

物価高騰対策の内容について、市長が選挙戦を通じて市民と意見交換した際、困窮世帯からは光熱費がかかる冬が心配との声が上がったとのことです。

市長は、選挙戦の1期目の5大実績の中で福祉灯油を13年ぶりに実施と示されました。昨年度は実施しておりません。

先日の能登谷議員への答弁では、国からの交付金が約1億4千700万円残っており、一般財源では令和6年度決算から今年度への繰越金の残りが約5億2千400万円、合わせて約6億7千万円あることが分かりました。

一方、福祉灯油助成事業にかかった費用は、令和5年度決算ベースで約4億円です。

今年度は福祉灯油を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 本市のような寒冷地では、冬期間の暖房は生活に欠かせないものであるため、引き続き、燃料価格の動向も注視し、市民生活の状況や活用できる財源等を踏まえ、今後の物価高騰対策を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 ぜひ、福祉灯油につきましては実施していただきたいと思います。

先日、旭川生活と健康を守る会が水道料金、下水道使用料の減免制度を復活してほしいと申し入れましたが、これに対し、上下水道部長は、生活保護世帯については生活保護費の中に光熱水費が

含まれている、独居高齢者世帯については、令和4年7月の料金改定に伴い、基本水量制を廃止したことによって制度導入時の理由は解消されたと、何度も繰り返されてきた減免制度を縮小、廃止した理由を述べたにすぎません。

ライフラインの原点である水道料金、下水道使用料の減免制度は復活すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 水道料金、下水道使用料の減免、廃止につきましては、引き続き激変緩和措置を講じながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 激変緩和措置を講じながらとの答弁でしたが、独居高齢者世帯については今年度で廃止してしまいました。生活保護世帯についても、あと半年後、来年度からの廃止の見込みです。

水道料金、下水道使用料の減免制度については、廃止ではなく、復活することを重ねて求めて、この項目は終わります。

続いて、花咲スポーツ公園再整備など大規模事業についてお伺いします。

花咲スポーツ公園の新アリーナ建設は、さきの市長選の一大争点となりました。

市長は、選挙戦のときに、突然、非保有方式を採用すれば建設時に市の負担はないと言い出しました。

官民連携については聞いていましたが、一体どこから非保有方式が出てきたのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 花咲スポーツ公園再整備事業については、昨年度、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査を実施しており、その際の市場調査において、市が施設を保有するDBO方式、PFI手法のうちBT方式、BTコンセッション方式及び市が施設を所有しないリース方式と民設民営方式について、適用の可能性が見いだせたところであります。

これを踏まえ、事業方式を事業者が応募しやすいかどうかの視点を考慮した上で、施設の保有方式と非保有方式に大別し、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会において比較、検討をいただき、総合的な評価により、非保有方式で進めることは妥当との御意見をいただいております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今年4月に経済建設常任委員会に示された花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果についてのPFI導入可能性の総合評価によりますと、BTとBTCの総合評価が二重丸、リースが三角、民設民営が丸となっております。また、その内容を見ましても、定性評価では、BTCが二重丸、リースが三角、民設民営が丸、民間事業者の評価では、BTが二重丸、リースと民設民営が三角となっております。

一方、7月に示された花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式選定の考え方についての公募する事業方式について見ますと、市民のメリット、経営の自由度などの項目に丸や三角が示されていますが、総合評価などの項目はなくなっています。

言わば、判断基準が変わったということだと思いますが、なぜこのようになったのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 令和6年度に実施しました花咲スポーツ公園官民連携導入可能

性調査につきましては、旭川市PFI活用指針に基づき、市場調査による事業者の参画意向や事業手法の定性評価、定量評価を基に総合的に評価しており、府内のPFI検討会議を経て、本事業は官民連携手法による実施を決定したところです。

この決定を受け、事業者募集に向けた検討に着手しており、外部有識者も含めた事業者選定委員会を設置し、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方や採用すべき評価の視点などについて議論をいただいております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 事業者選定委員会の設置に当たり視点を変えたということだと思いますが、7月の事業方式選定の考え方についてで、選定委員会の意見では、事業方式の比較について了承し、総合的な評価により非保有方式で進めるることは妥当と示されています。

なぜ総合評価という項目がなくなったのに総合的な評価によりと言い切れるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 事業方式の選定については、選定委員会における議論により総合的に判断いただくため、事務局としてはあえて総合評価の項目は設けず、評価の視点ごとの比較、検証をお示しました。

この内容について選定委員会で議論いただき、その結果を選定委員会の意見として取りまとめております。

意見の取りまとめに当たっては、個々の評価の視点を俯瞰的に比較、検討し、議論されたことから、選定委員会として総合的な評価と認識されており、事務局としてもそのように捉えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 確かに、非保有方式にしますと、建設時に市の負担はないかもしれません、維持管理・運営期間30年の場合の財政支出は、リース方式だとリース料次第、民設民営方式だと求める公共サービス対価次第ということで、極めて不透明ではありませんか。

民間所有だと、国の補助金や交付金、有利な起債の対象にならず、結果的に公共がアリーナを保有する方式より高くつく可能性があるのではないでしょうか。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 非保有方式を選定した場合の市の支払額につきましては、今後の事業者公募において事業者の事業計画や資金計画を求めていく中で精査していくこととなります。

事業者の提案内容について、本市が求める事業内容となっているか、また、市の負担額が今後の物価高騰や経済価値の変化も想定した従来方式で行う場合の建設費及び事業期間の維持管理費と比較して過大なものとならないか、慎重に検討を行った上で適正なものであるか、判断してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果についてには、VFM、バリュー・フォー・マネーについて確認できたとありますが、これはBTC方式の場合ではないでしょうか。

非保有方式の場合、バリュー・フォー・マネーは確認できたのでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　VFMについては支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方であり、同一の目的を有する2つの事業について、支払いに対して価値の高いサービスを供給する事業を判断する定量的な評価指標となります。

昨年度に実施した官民連携導入可能性調査においては、施設を保有し、公共施設として運営するという同一目的について比較するため、DBO、BTO、BTコンセッションについて、公共サービス水準を同一に設定し、VFMを算出しております。

一方、リース方式や民設民営方式については、施設を保有するという点において、従来方式と同一の目的と言えないこと、また、事業者の事業提案によりサービス水準が異なり、サービス水準を仮定したとしてもその結果が実態と大きく乖離する可能性があることからVFM算定は行っておりませんが、市場調査の結果、詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認されております。

○議長（福居秀雄）　石川厚子議員。

○石川厚子議員　花咲スポーツ公園再整備の基本計画は令和8年度に策定の予定ですが、なぜ、新アリーナに関しては先行して今年度に事業方針を決め、事業者の募集をかけるのでしょうか。

順番が逆ではないでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　花咲スポーツ公園の総合体育館は、建設から40年以上が経過し、一部が耐震基準に合っていない状況にあります。

本市は、災害の少ない地域にあり、これまで震度5以上の経験はありませんが、万が一、これまで経験したことがないような地震が起きた際には、利用者の生命、身体に影響を与えるリスクは拭えないと考えております。

そのため、令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想では、花咲スポーツ公園新アリーナの整備スケジュールについて、令和6年度に新アリーナの基本計画を策定し、令和7年度には整備手法の決定と契約に向けた手続を進めることで令和12年度の供用開始を目指すこととしております。

○議長（福居秀雄）　石川厚子議員。

○石川厚子議員　花咲スポーツ公園の総合体育館は、確かに建設から40年以上が経過し、耐震基準に合っていない部分があるかもしれません。しかし、東光スポーツ公園基本計画が策定されたのは1999年です。

2030年度に複合体育施設が整備されたとしても、計画策定から30年以上かかることになるのです。こちらのほうが先に進めるべきではないでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　東光スポーツ公園の複合体育施設につきましても、花咲スポーツ公園新アリーナと併せて、2施設で市内のスポーツ需要を満たすこととしており、令和12年度の供用開始を目指し、現在、建設に向けた詳細な設計のための条件整理等を行っております。

○議長（福居秀雄）　石川厚子議員。

○石川厚子議員　今年の1月、経済建設常任委員会で質疑した際には、花咲スポーツ公園新アリーナ

ナを、プロスポーツやライブ、コンサートなど、多目的アリーナとして整備することとなりましたことから、東光スポーツ公園複合体育施設は市民利用や大会開催に適したスポーツ施設とすることにしという答弁がありました。私は、東光スポーツ公園の複合体育施設で市民利用するものと思っておりました。

3月に策定された花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画には、花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設の役割分担を明確化、新アリーナはプロフィットセンター、東光複合体育施設は現総合体育館の後継施設として整備する方針としつつも、なぜか、その下の表で、花咲スポーツ公園新アリーナは市民利用、プラス、プロスポーツ・興行によるプロフィットセンターと記されています。

単なるプロフィットセンターでは、市が借りる理由がないので、慌てて付け足したのではないでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設の2施設で市内の利用ニーズを受け入れることを想定し、その役割分担として、新アリーナは、市民利用、プラス、プロスポーツ・興行によるプロフィットセンター、東光スポーツ公園複合体育施設は市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設とすることを明記しております。

○議長（福居秀雄）　石川厚子議員。

○石川厚子議員　非保有方式の場合、施設を保有する民間事業者の事業破綻のリスクや、民間事業者が自らの利益を過度に追求し、公共性が確保されないリスクが懸念されます。

こういったリスクへの対策は講じられるのでしょうか。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　非保有方式における事業破綻リスクへの対策につきましては、他都市の事例では、基本協定において保証金の支払いや構成企業の保証など、原状回復費用の支払いを担保する方法や、定期的な財務モニタリングを実施することで財務状況の改善に向けた協議を行う等の対策を行っております。

また、公共利用が確保されないリスクについては、公共利用について、公園内への施設の設置管理許可の要件とすることなどが想定されます。

様々なリスクが想定されることから、その対策につきましては、他都市の例も参考に検討するとともに、事業者の選定時にも、事業計画について、その実現性、継続性や公共利用確保の考え方等について慎重に判断してまいります。

○議長（福居秀雄）　石川厚子議員。

○石川厚子議員　今までの答弁をお聞きして、納得いかない点が多々あります。

花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果についてと花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式策定の考え方についてで判断基準が変わったのは、例えて言うならば、それまで相撲のルールで戦っていたのが、いつの間にかレスリングのルールになっていたというような印象を受けます。

かねてから指摘しておりますが、ヴォレアス北海道がS Vリーグにとどまるため、2030年度

までに5千人規模の体育施設を建てようとしているのではないでしょうか。

花咲スポーツ公園の新アリーナ建設については、一度、立ち止まって見直すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 花咲スポーツ公園にプロスポーツやコンサート、ライブ等を行うことが可能となる新アリーナを整備することは、本市のスポーツ振興に大きな役割を果たすとともに、地域のにぎわいづくりにつながり、さらに、交流人口の増大や経済波及効果による地域経済の活性化も期待しているところでございます。

スポーツ庁が進めるアリーナスタジアム改革の取組により、全国的にアリーナ建設の機運が高まる中、昨年度に実施をいたしました官民連携導入可能性調査において、本事業についてもアリーナの整備運営等にノウハウのある民間事業者の参入意欲を確認していることから、この機会を逃さず、事業者からより具体的な提案をいただき、そのアイデアを取り入れることで、本市としてよりよいアリーナ事業となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 市長はあくまでもこの取組を進める考えだということが分かりました。

続いて、ごみ処理施設につきましては、東旭川のリサイクルセンターが10月1日にオープンしました。

近文清掃工場は、再延命化の最中です。最終処分場は春志内に設置が決まりました。この3つを足すと軽く200億円は超えますが、市民にとってなくてはならない施設です。

文化会館は、旧庁舎の跡地に建設が決まり、市民合意の下、進められようとしています。これに花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設が加わると旭川市の財政は大丈夫なのかと一般市民の方も心配していらっしゃいます。

大規模事業の優先順位や財政見通しについて、市長の認識をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 今後、整備を予定しております大型施設につきましては、いずれも市民の暮らしや事業者の活動に欠かせない施設であり、老朽化等に伴い、できるだけ早期に建て替えや改修等に着手しなければならない時期に来ております。

このため、これらの施設の整備につきましては、市民生活や地域経済への影響等から優先順位をしっかりと判断し、未来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 先ほどの答弁にもありましたように、2016年にスポーツ庁はスタジアムアリーナ改革を打ち出しました。社会教育施設としての体育館をプロスポーツや芸能イベントなどで収益を上げる大規模アリーナに変質させようとしております。

イベント優先で住民の日常利用が遠のく上、巨額の維持費、修繕費が将来の自治体の財政負担になるのではないかと危惧いたしまして、この項目については終わります。

続いて、寿バスカードについてです。

2023年度に実施した高齢者バス料金助成制度、寿バスカードに関するアンケートによります

と、寿バスカード購入者のうち、82.4%は自ら自動車を運転できない者となっております。また、自ら自動車を運転できない者は、利用目的として通院や日用品の買物を選択した割合が高くなっています。

すなわち、寿バスカードの利用者は、自ら自動車を運転できない高齢者が中心で、通院や日用品の買物などの日常生活の基本的な活動をバスを利用することによって行っている状況がうかがわれます。

そこで、寿バスカードについてどのように思われるのか、市長の認識をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的に実施しており、高齢者福祉施策の推進に資する取組であると認識をいたしております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 高齢者福祉施策の推進に資する取組とのことで、私も全く同じ認識です。

以前、民生常任委員会で質疑させていただきましたが、改めてお尋ねします。

現状の交付時負担金は2千円ですが、市は、旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に、この交付時負担金の改定案として、改定案1で4千円、改定案2で5千円を示されました。この4千円、5千円という金額を提示した根拠を述べてください。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定しており、平成18年度の導入時においては改正案を3千円としましたが、審議会からの意見を踏まえて2千円とした経過がございます。

今回も、この考え方に基づき、現在のバス運賃を適用して算出した4千56円を基に改定案1として4千円、それに加えて、交付に係る事務費及び人件費を計上して算出した4千610円を基に改定案2として5千円としたものでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 改定案1の4千56円の端数を削って4千円としたのは分かりますが、改定案2の4千610円を5千円としたのは引き上げ過ぎではないでしょうか。

審議会からは、改定案1の4千円が適当であるとの答申が示されました。それにしても、2千円が4千円になると2倍です。受益と負担の適正化の1.5倍ルールにも背くことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 寿バスカード交付時負担金の改定に関わる取扱いについては条例等において特に定めておりませんが、審議会からは、改定の進め方について、現行の交付時負担金の額から2倍となるため、改定に当たっては、段階的実施など、激変緩和措置を講じられたいとの答申を受けてございます。

そのため、受益と負担の適正化に向けた取扱指針などで示されている内容を参考としながら、答申内容の反映に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 激変緩和措置を講じられたいとの答申内容の反映に努めたいとのことですが、段階的に進めるとしても、現在の2千円が4千円になるというのは高齢者の負担が大き過ぎると感じます。

現在の交付時負担金2千円をそのまま値上げすべきではないと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者福祉施策の推進に加え、運転免許証の自主返納による高齢者ドライバーの事故防止やバス利用の促進にも寄与するものであり、利用者の皆様にも一定の御負担をお願いしながら、制度を安定的に継続するための環境を整えていくことが必要であると考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今、制度を安定的に継続するための環境整備が必要という答弁がありましたが、寿バスカードの交付時負担金は値上げすべきではないと重ねて申し述べて、この項目は終わります。

続いて、平和都市宣言のまちにふさわしい市政についてです。

核兵器禁止条約の署名、批准についてお伺いします。

中央アジアのキルギスが、9月26日、核兵器禁止条約に署名したことにより、この条約の署名国が95になりました。

国際NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANは、条約加盟資格のある197か国のうち、署名、批准、加盟した国が99に達したことによって核兵器禁止条約は世界の多数派になったとの声明を発表しました。

一方、日本被団協の田中總司代表理事は、ニューヨークの国連本部で開かれた核兵器全面廃絶国際デーを記念するハイレベル会合の演説後に記者会見し、世界の流れに逆行し、核兵器禁止条約に背を向け続ける日本政府について、非常に残念で、悲しく、悔しいと述べました。

市長は、以前、原水爆禁止道北協議会が日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める署名に署名してほしいとお願いに行きましたが、これを拒否されました。

今からでも遅くありません。日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める署名に署名すべきだと思いますが、いかがでしょう。もしできないのであれば、その理由もお答えください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 核兵器禁止条約への批准については国において総合的に判断するべきものと考えており、このため、本市といたしましては国に対する署名に対応する考えはありません。

しかしながら、引き続き、全国367自治体が会員となっております日本非核宣言自治体協議会の幹事市として、同協議会の活動を通じて核兵器の廃絶に向けて必要な取組を推進してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今、国に対する署名に対応する考えはないとの答弁でしたが、西川将人前市長は署名してくださったということを申し述べておきます。

続いて、上富良野での長射程ミサイル配備についてです。

防衛省は、8月29日、敵の射程外から攻撃する国産の長射程ミサイル、スタンド・オフ・ミサ

イルを2026年度に陸上自衛隊上富良野駐屯地に配備すると発表しました。

上富良野駐屯地に配備される島嶼防衛用高速滑空弾は、射程2千キロと言われ、上富良野から発射すると、朝鮮半島全域や中国、ロシアの一部が射程に入る見通しです。

市長はこの上富良野駐屯地でのミサイル配備をどう認識するか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 防衛省が上富良野駐屯地に配備するとしております島嶼防衛用高速滑空弾については、日本への武力攻撃に対する抑止力の向上及び武力攻撃そのものの可能性を低下させる装備品であると認識しております。

現状の国際情勢を踏まえた上で、国防の観点から、上富良野駐屯地を含む全国3か所に配備することを国が必要と判断したものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 日本への武力攻撃に対する抑止力の向上と武力攻撃そのものの可能性を低下させる装備品とのお答えでしたが、私はその逆ではないかと思います。

さらに、影響は上富良野だけにとどまりません。

さきの第2回定例会で近文台分屯地について質問させていただきました。近文台分屯地に新たに3棟の火薬庫を整備することですが、この火薬庫に今後配備するスタンド・オフ・ミサイルなどの保管が想定されています。そうなれば近文台分屯地が攻撃の対象となる可能性が出てくるのではないかと危惧しますが、お考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 近文台分屯地の火薬庫の保管内容は、自衛隊の能力が明らかになるため、示すことができないと説明を受けておりますが、火薬庫については、国の責任において、施設自体の安全性や市民の安全が守られるよう、適切な対応がなされるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 国の責任で対応されることですね。

第2回定例会で、弾薬庫、基地などの軍事施設を住宅密集地やその近辺に置くことはジュネーヴ諸条約第1追加議定書第58条B項に違反するのではないかと尋ねましたが、明確な答弁は得られませんでした。

改めて、市長にお聞きします。ジュネーヴ条約に違反するのではないかでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） ジュネーヴ諸条約の第1追加議定書につきましては、日本においても、2004年に加入し、2005年に発効されていることから、火薬庫の運営管理についても、同条約に基づき、国において、市民の安全管理を含め、適切に対応されるものと認識をいたしております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 またも国において適切に対応されるとの答弁ですね。

防衛省は、市長が求めれば長射程ミサイル配備についての説明会の開催をやる方向で検討をしている。平和都市宣言をしている旭川市の市長の責任で防衛省に対面式の住民説明会の開催を求めるべきではないでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 周辺住民に対する説明会については、配備先である上富良野町でも開催されないと承知しており、島嶼防衛用高速滑空弾の配備に当たっては国民の安全を十分に考慮した上で運営されるものと認識しておりますので、本市においても開催を求める考えはありません。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 防衛省に住民説明会の開催を求めるつもりはないとはつきりおっしゃいましたので、この後、何か事が起これば市長の責任であると指摘して、この項目は終えます。

最後の項目です。

家庭教育支援についてです。

市長は、1期目の85の公約の進捗率は93%と胸を張っておられますが、達成できなかつた残り7%のうちの1つが家庭教育支援推進条例の制定だと思います。2期目の公約には掲げられませんでしたが、なぜ2期目の公約に掲げなかつたのか、理由をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 家庭教育支援につきましては、教育基本法に規定され、国の教育振興基本計画とともに、本市の教育大綱の施策に子どもたちが健やかに成長できる家庭環境づくりを掲げ、その取組を堅実に進めており、条例によらずとも家庭教育支援をしっかりと実行できることから、2期目の公約といたしました。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 条例をつくらなくても家庭教育支援をしっかりと実行することができるため、公約には掲げなかつたとのことです。

2期目の公約には家庭教育の重要性に対する理解促進とありますが、ここでは一体何を目指すのか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 家庭教育は全ての教育の出発点と言わせておりますので、保護者の自主性や主体性を尊重しつつ、子どもの基本的な生活習慣や生活能力などを育み、子どもの心身の調和の取れた発達を図る上で重要な役割を担うものと考えております。

こうした家庭教育の重要性に対する理解を促進し、様々な子育て施策と一体となつた多面的な支援に取り組むことで子どもが健やかに育つ環境の充実を目指してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 市長は、家庭教育の重要性に対する理解を促進し、子育て施策と一体に取り組み、子どもが健やかに育つ環境を充実させると答えられましたが、私どもは、家庭教育支援には、公権力が家庭に介入するリスクがあること、背景に旧統一教会との接点があること、制度のはざまにいる困窮家庭に支援が届きにくいくことなどを問題視してまいりました。

市長は先ほど条例によらずとも家庭教育支援をしっかりと実行できると述べられましたが、家庭教育支援につきましては慎重にしていただきたいと述べて、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福居秀雄） 以上で、石川厚子議員の質問を終了いたします。

（石川厚子議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、中野議員。

（中野議員、質疑質問席に着席）

○中野ひろゆき議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まずは、今津市長、改めてではありますが、すばらしい得票結果をもって、2期目の当選、おめでとうございます。多くの市民から負託を受けて、また、期待も大きいことと思います。私たち公明党も、市民の期待やその要望に応えるためにも、引き続き市長の取組を応援してまいりたいと考えているところでございます。

また、選挙後初めての一般質問でもありますので、可能な限り市長の考え方をお聞かせいただければと存じます。今日の一般質問では、選挙前に結んだ政策協定に関する内容も一部盛り込んでおりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは初めに、市長の政治姿勢についてであります。本市の財政状況は今後の市政運営において極めて重要な基盤であると考えます。市長は、現在の財政状況をどのように認識しており、特に、財政的な課題についてどのような分析をされているのか、伺います。

また、限られた財源の中で持続可能な行政運営を行うためには、財源確保と財政の健全性、それらの両立が求められます。市長は、今後の任期中、どのような手法や戦略により財源を確保し、財政の健全性を維持していく考えなのか、伺います。

市長は、2期目の市政運営に当たり、どのような基本理念を最も重視されているのか、また、その理念を具体的な施策としてどのように展開していくお考えなのか、伺います。

市長が1期目に掲げた主要政策について、その達成度や内容をどのように自己評価されているのか、また、1期目で未達成または継続中となっている政策課題について、市長はどのような方針を持って今後取り組まれるのか、それぞれ伺います。

現在、本市では、花咲新アリーナ、東光スポーツ公園、市民文化会館の整備に向けた検討が既に実施されておりますが、これらの大型公共施設について、市長は、費用対効果や将来的な利用率の見通し、維持管理費の負担などをどのように認識されているのか、お伺いします。

また、市民文化会館の建て替えに関しては、令和6年3月に策定された旭川市民文化会館整備基本構想において、新たな市民文化会館の開設は令和13年を想定していると示されておりますが、市民文化会館の建て替えに対する市長の認識と供用開始の時期、目途について、それぞれどのような見解を持っているのか、お聞かせください。

次に、特定技能などの外国人材の受け入れ状況と課題及び今後の取組方についてお伺いします。

日本国内におきましては、少子高齢化の著しい進展とともに、人口減少が大きな課題となっており、国立社会保障・人口減少問題研究所が令和5年に公表した50年後の日本の総人口は、出生中位の推計で8千700万人、生産年齢人口は、2千974万人減少し、4千535万人になることが推計されております。このようなことからも、国は、日本で人材確保が困難な特定産業分野の人手不足を解消するため、2019年4月に特定技能という在留資格を新たな制度として創設しました。

そこで、本市における外国人材の受け入れは、介護、建設、農業などの分野で進んでいると認識しておりますが、現在の活用状況について、分野別の人数や旭川市における外国人人数の増減など、可能な範囲でお伺いしたいと思います。

次に、市内企業等における外国人材の採用状況についてです。

その人數や国籍の傾向、定着率や離職の理由なども含めて、市としてどのように把握されている

のか、伺いたいと思います。また、地方公務員法に基づく市役所における外国人採用の状況や現在の採用方針についてもお聞かせください。

外国人材活用のニーズは、少子高齢化や人手不足の進行に伴い、今後さらに高まると考えられますが、市としてその推移についてどのように把握しているのか、伺います。

外国人材の受入れが市内経済に与える影響についてですが、雇用創出、地域消費、産業維持などの観点から、本市はどのように評価されているのか、お聞きしたいと思います。

市内企業等における外国人材採用の動向について、近年の変化や今後の予測をどのように市として考えているのか、それぞれお伺いしたいと思います。

また、外国人材の受入れに当たっては、日本語教育、生活支援、地域との交流促進、企業との連携など、多くの課題がありますが、市としてこれらの課題に対してどのような見解を持っているのでしょうか、お伺いします。

次に、観光振興と今後の先進的な取組についてお聞きしたいと思います。

本市の観光は、これまで通過型が中心であり、滞在時間の短さが課題とされてきました。市として、滞在型観光への転換を図るために、宿泊、体験・周遊コンテンツの整備など、どのような施策を展開されているのか、伺います。

観光客の季節的偏在につきましては地域経済の安定性にも影響を与えると考えます。市として、季節的偏在の解消に向けて、イベント、交通、プロモーションなどの面でどのような取組を進めているのか、伺います。

また、欧米豪圏域からの観光客は滞在日数や消費額が高い傾向にありますが、本市として、これらの地域からの誘客に向けて、ターゲット設定や情報発信、受入れ環境整備など、どのような戦略を描いているのか、伺います。

本市では、旭川大雪圏でのユニバーサルM a a S実証事業など、観光と交通を連携させた取組が進められています。これらの事業の進捗状況と観光の利便性向上に向けた市の戦略的位置づけについて伺います。

また、今後の施策として、観光客の移動支援、多言語対応、デジタルチケットの活用などを通じて滞在型観光や周遊促進を図るために市としてどのような展望を持っているのか、伺います。

本市には、自然、食、文化、産業など、多様な地域資源が存在しており、これらを生かした体験型観光の可能性は大きいと考えます。市として、今後、どのような視点で体験型観光の拡充を図り、観光客の滞在促進や地域経済への波及効果を高めていく考えなのか、伺います。

また、体験型観光の開発に当たっては地域事業者や市民との協働が不可欠と考えますが、今後の支援策や仕組みづくりについて、市の方針や考え方を伺います。

次に、北海道新幹線の旭川延伸に向けた取組についてお聞きします。

北海道新幹線の旭川延伸に向けて設立された期成会についてですが、その設立時期と経緯、また、設立に至った背景や市としての関与の在り方についてお聞かせください。

期成会のこれまでの活動内容、具体的な取組、国や道との連携状況について伺います。また、メンバー構成や役割分担について、旭川市の役割などはどのような位置づけとなっているのか、お伺いします。

北海道新幹線の旭川延伸が実現した場合、本市における経済、観光、都市機能への波及効果につ

いて本市はどのように認識されているのか、また、整備効果の試算や市民生活への影響についての見解を伺います。

一方で、新幹線の整備に伴う並行在来線の扱いやJRの姿勢、整備費、採算性などの課題については市民や近隣自治体などの間にも様々な懸念があると思いますが、市としてどのように把握し、対応を検討されているのか、また、これらの課題に対する市民の説明責任についての考え方を伺います。

次に、脱炭素の推進とGXなど成長分野に関連する産業集積の取組について伺います。

本市におけるGX産業等の集積に関する取組の一環として促進区域の設定に向けたゾーニング調査などが行われていると思います。その事業の進捗と今後の活用方針などについて、それぞれどのような状況となっているのか、検討の内容も含めて可能な範囲でお聞かせください。

今津市長1期目の取組において様々な企業誘致が行われ、市内経済の活性化や雇用の創出においても一定程度の効果があり、大きく評価できる内容だと思います。一方で、GX関連企業の集積に向けた市の支援策や取組方については必要な環境整備や課題も多く、計画的な推進が求められると思いますが、GX関連企業の集積に向けてはどのような課題があり、どのような検討が進められているのか、お伺いします。

地域の強みを生かした施策とGX産業の育成及び地元企業との連携についてはゼロカーボンシティ旭川や既存の計画などを実現していくためにも優先度の高い取組であると思います。今後において想定される施策や必要となる条件の整理など、どのような将来性や可能性があると言えるのか、御見解をお伺いします。

本市においては、UIJターンの取組などにも力を入れながら、若者や技術人材の定着に向けた取組を積極的に進めていると思います。GX分野での雇用創出や教育連携などについても、人材確保が難しい近年の状況を踏まえて、早期のうちに検討を進めて開始していく必要があると考えております。

まずは、GX分野に一定の知識や経験がある人材の内部活用など、今後における雇用の創出や教育機関との連携も含めて、GXなど、成長分野に関する産業の集積に向けた取組方や施策を検討するべきだと思いますが、御見解をお聞きします。

次に、不登校児童生徒の現状と今後の支援策についてお聞きします。

本市における不登校児童生徒の人数やその傾向について、現状をどのように把握されているのか、また、支援につながっていない児童生徒への対応強化に向けて市としてどのような課題認識と改善方針を持っているのか、伺います。

不登校児童生徒の保護者に対する情報提供や相談支援体制の充実は、早期支援につながる重要な要素です。現在の支援体制と今後の強化方針について伺います。

学校外での学習活動やフリースクール等での学びについては成績や出席扱いへの反映を求める声がありますが、市としての方針について伺いたいと思います。

また、不登校支援に関する組織の体制や対応窓口については保護者や関係機関からの相談が円滑に届く体制が求められます。市としての今後の体制強化や窓口の明確化に向けた検討状況を伺いたいと思います。

今年2月には、市と教育委員会に対し、旭川不登校支援者の会からふるによる要望書が提出され、

相談窓口の明確化や民間施設への支援制度創設などについて要請があったとお聞きしております。

不登校児童生徒の多様な学び場としてもフリースクール等の民間施設の役割は重要と考えます。市として、これらの施設との連携体制や支援制度の創設について、また、他都市においても事例があるように、利用料を補助することも有効な方策になると思いますが、今後どのような方針で取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

次に、公共施設及び街頭防犯カメラの設置についてお聞きします。

本市においては、学校施設を含めて、様々な公共施設に防犯カメラが設置されていると思います。特に、人の往来や死角なども多い市内中心部への防犯カメラの設置は重要な取組だと思います。

そこで、まずは、街頭における防犯カメラの設置状況について、現在の設置箇所数や設置目的、今後の整備計画などがあれば、その内容も含めて伺います。

また、市民や地域、団体などからも防犯カメラの設置に関して様々な要請が市に届いていると思います。例えば、多くの要望がある旭川駅南口や神居古潭の神居大橋付近などの防犯カメラの設置について、具体的にどのような検討がされているのか、伺います。

防犯カメラの設置による犯罪抑止効果については市としてどのような検証や評価を行っているのか、また、設置後の通報件数や市民の安心感など、定量的、定性的な両面からの効果についてお聞かせください。

次に、学校、公園、図書館など、市民利用施設の関係ですが、図書館については、知る自由を保障する場として利用者の行動や閲覧履歴を監視、記録しないことが原則で、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言では利用者のプライバシー保護が最優先事項とされております。一方で、学校や公園などは市民が日常的に利用する公共施設であり、学校や公園への防犯カメラ設置について、市としてどのような方針を持っているのか、現在進めている施策などがあれば、その内容もお聞かせください。

また、市内公園における防犯カメラの設置状況についてですが、現在の整備状況と課題を伺います。さらに、他都市における先進的な取組事例や公園の防犯カメラの設置について、市としてどのような認識を持っているのか、伺います。

加えて、防犯カメラの設置に当たっては、プライバシー保護と市民理解の促進が不可欠であり、対策を積極的に進める上でも必要な取組でございます。市として、設置場所の選定や映像管理体制、市民への説明、周知方法などについてどのような配慮と考え方を持っているのか、伺いたいと思います。

以上、1回目とします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 私の政治姿勢についてお尋ねをいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

初めに、財政についてでございます。

本市の財政は、物価や人件費の上昇等による経常的経費の増加のため、令和6年度決算で財政調整基金を取り崩すなど、厳しい状況が続いている一方、市税やふるさと納税の増加により、将来にわたって必要な行政サービスを提供できる状況であると認識いたしております。

また、他の中核市と比較をいたしまして市税等の自主財源の割合が小さい財政構造であることや

財政調整基金の残高が少ないことなどが本市の財政的な課題であると考えております。

次に、財源確保と財政健全化についてでございます。

人口減少や少子高齢化、物価上昇等により、社会経済情勢が変化する中、将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには財源確保と財政健全化が不可欠でございます。

今後におきましても、市税の確保や受益と負担の適正化、さらなる国費等の活用、ふるさと納税の強化に加え、業務の効率化による時間外勤務の削減や既存事業の見直しなど、歳入歳出の両面から財源確保の取組を進め、一定の財政調整基金残高を維持しながら安定した財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、2期目の市政運営についてであります。

2期目の市政運営に当たっては、「あなたと共に。」という私の政治理念の下、市民の皆様の心を自分の心に置き換えて市政に邁進してまいります。

また、活力にあふれ、北海道として日本をリードする新時代旭川を創造するため、農業や産業、都市基盤、自然、スポーツ環境といった本市が持つ多くの魅力を力に変えて、前例にとらわれることなく、失敗を恐れず、そして、オール旭川の力を結集し、未来に向けてさらに市政を前進させてまいりたいと考えております。

次に、主要政策の達成度等についてでございます。

1期目については、公約の進捗率が、実施推進、一部実施を合わせ、令和7年度予算において93%となり、一つ一つ実現するとともに、子ども医療費の無償化を高校生世代までに拡充するなど、公約の実施推進後もさらに充実を図ってきたことを通じて、多くの市民の皆様から、まちが明るくなった、市政が前進した、子育てがしやすくなったという声をいただき、市政の変化に対する市民の評価を実感しております。

調査・検討段階にある公約については、社会情勢の変化を受けているものもあり、2期目の公約を推進する中で、現状に合わせた形で趣旨を達成できるよう、国の財源や民間活力等を活用しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 花咲スポーツ公園新アリーナ、東光スポーツ公園に関する費用対効果や将来的な利用率の見通し、維持管理費の負担などについてであります。

新アリーナにつきましては、従来のコストセンターからプロスポーツやコンサート、ライブ等の興行も可能なプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして計画しており、地域のにぎわいづくりや交流人口の増加、地域経済への波及効果が見込まれます。

また、新アリーナは、民間事業者による運営を想定しており、公共利用分の確保とこれに必要な負担は発生しますが、事業者の収益確保の観点から、より積極的な運営につながり、市民だけでなく、多くの方に利用される施設になると期待しております。

東光スポーツ公園複合体育施設は、新たな競技スポーツの拠点として、各種スポーツ大会の開催や市内スポーツ団体の専用利用など、多くの利用が想定されること、さらに、新アリーナとの2施設により、これまで受け入れることが困難であったより規模の大きなスポーツ大会を旭川市内で受け入れることも可能となることから経済波及効果も見込めるなど、スポーツ振興と経済発展に欠かせない施設になると認識しております。

複合体育施設は、公共施設として整備することから、施設の維持管理費用が必要となります。建設に向けた設計作業の中で効率的な維持管理が可能となるよう検討してまいります。

次に、観光振興と今後の先進的な取組についてであります。

本市では、通過型観光から滞在型観光への転換を図るため、大雪カムイミンタラDMOなどと連携し、豊かな自然や文化といった地域資源を活用したアドベンチャートラベルの商品造成により滞在時間の増加を図っております。

また、本市は、北北海道エリアの周遊観光の拠点となっていることから、他の自治体や観光事業者と連携し、広域連携による国内外への観光プロモーション活動を推進しております。

次に、冬季観光の強化につきましては、インバウンドによる観光需要の増加により、令和6年度は夏場を上回る宿泊延べ数となっております。

一方で、4月及び11月は観光客数が減少するため、季節的偏在の解決に向けてアドベンチャートラベルといった季節の影響を受けにくい体験型コンテンツの開発を進めていく必要があると認識しております。

DMOや旅行会社と連携しながらアドベンチャートラベルによる長期滞在を伴う旅行商品造成を進めるとともに、圏域の魅力を発信するプロモーション活動を通じて、いつ来訪しても満足いただけるよう、取組を推進してまいります。

次に、欧米豪圏域の誘致戦略についてでありますが、特にオーストラリアの観光客はスキーなどのアクティビティを目的に圏域のスキー場を訪れており、その数は、近年、増加傾向にあります。

本圏域のスキー場は世界でも有数のパウダースノーを楽しめるエリアとして注目されており、その魅力を積極的に発信するため、広域連携による現地プロモーションを実施し、ビー・トゥ・ビー、ビー・トゥ・シーの両面で誘致活動を行っております。

昨年度のスイス観光賞の受賞など、欧米豪圏域の観光客から注目されるエリアとして認知され始めておりますので、増加の傾向は今後も続いていくものと期待しておりますが、飲食店や観光施設への外国語対応のほか、ビーガンやベジタリアンへの対応を求められることもあるため、セミナーの開催等により、事業者の受入れ体制充実を図ってまいります。

次に、ユニバーサルMaaSにつきましては、交通事業者や観光関連団体との協働により、移動に不安のある方をはじめ、誰もがドア・トゥ・ドアで快適に移動できることを目的に、観光施設のバリアフリー情報や最適な移動経路の検索、移動手段を一括手配できるサービスを提供しております。

今年度は、あさひかわ菓子博までの経路を掲載したほか、施設のバリアフリー情報の充実と参画事業者の拡大に向けた取組を進めております。

サービスの実施事業者とは内容の充実を目的とした意見交換を実施しており、観光利便性の向上に向け、引き続き事業を推進してまいります。

次に、地域資源を生かした体験型観光の拡充についてでありますが、本市では、昨年度から、日本酒やしょうゆ等の発酵・醸造関連事業者と一丸となり、特色ある産業観光振興に向けた取組を実施しております。

本市ならではの気候や文化、歴史を背景に、地域で発展した産業を広くPRすることで新たな観光資源として活用し、シビックプライドの醸成にもつなげていきたいと考えております。

本市には、広く知られていない様々な地域資源があり、これらを観光資源として磨き上げ、活用していくために、事業者や市民と連携、協働しながら、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを推進してまいります。

○議長（福居秀雄） 田島文化ホール担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 市民文化会館につきましては、次世代へつなげる文化交流活動の拠点を基本理念とする基本構想を掲げ、建設予定地を旧総合庁舎跡地と決定するなど、現在は、基本計画検討会にて議論を重ねながら、新文化ホールの整備に向け、基本計画の策定を進めているところでございます。

そのため、利用率など、具体的な見通しは持ち合わせておりませんが、基本構想では、市民が親しみを持って利用できる施設になることやイニシャルコストと運営に関わるランニングコストの適正化など、7つの基本的な役割を担う施設を目指しております。

費用対効果を最大限に発揮できる施設のマネジメントのほか、多くの市民が利用しやすく使いたくなる施設となるよう、基本計画の策定を進めてまいります。

次に、建て替えや供用開始の時期につきましては、現在、基本計画の策定を丁寧に進めているため、それらに時間を要しているところであります。今後、施設の規模や内容などを決定し、事業手法などの検討を進める中で明らかになっていくものと考えております。

現在の市民文化会館は整備されてから50年が経過する中で老朽化も進んでおりますことから、できるだけ早い時期の開設に向け、取組を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 特定技能など、外国人材の受入れ等についてでございます。

まず、介護などの分野における外国人材の活用状況につきましては、本年4月1日から、在留資格特定技能で外国人を雇用する事業主は、事業所所在地及び当該外国人居住地の市区町村に対して協力確認書を提出することとされたところであります。本年9月までに提出された138事業所で申し上げますと、介護分野は40事業所で全体の29.0%、建設分野は41事業所で29.7%、農業分野は5事業所で3.6%であり、本市は介護及び建設分野で多くの外国人が雇用されているものと認識しております。

また、本市の外国人の人口は、本年9月1日現在、2千111人で、5年前の1千240人と比較いたしまして871人増加をしております。

次に、市内企業等における外国人材の状況についてでございます。

令和6年12月末現在の就労に関する主な在留資格別入数は、技能実習が692人、特定技能が327人、技術・人文知識・国際業務が123人で、国籍別上位3か国は、ベトナムが465人、インドネシアが292人、ミャンマーが208人となっております。

定着の状況につきましては、出入国在留管理庁の資料による全国の状況では、特定技能での入国後1年経過時に更新手続を行った者は約9割となっております。

また、離職理由につきまして、市で把握しているものはございませんが、民間の採用支援コンサルティング事業者が2021年に実施した調査によりますと、多い順に、上司のマネジメント指導に対する不満、業務内容のミスマッチ、給料が安い、残業代が支払われない、職場の人間関係に対する不満となっております。

次に、外国人材活用のニーズや推移についてでございます。

旭川市労働基本調査では、外国人労働者の採用があると回答した事業者が、令和3年度は8.9%、令和5年度は10.3%、検討中が、令和3年度は4.9%、令和5年度は5.8%と、いずれも増加をしております。

次に、市内経済への影響についてでございますが、人口減少や少子高齢化が進む中で外国人労働者を受け入れることにより市内民間事業者における人手不足解消などにつながるなど、地域社会及び経済の活性化に寄与するものと認識をしております。

また、今後の予測につきましては、本年6月実施の旭川市中小企業経営状況アンケートでは、経営上の課題または問題点といたしまして、求人難との回答が最多の63.6%となっており、人材確保の一つの方策として外国人材の活用は今後も増加していくものと考えております。

次に、外国人採用における課題についてでございます。

昨年度、市内事業所を対象に実施した外国人雇用に関するアンケート調査において、外国人を雇用して感じた課題に対する回答で多かったものは、日本語能力、受入れに伴う費用負担、生活面でのフォロー、住居の確保となっております。

続きまして、GX関連企業の集積に向けた市の支援策や地元企業との連携等についてでございます。

国におきましては、本年8月下旬にGX戦略地域制度を創設いたしまして、脱炭素電源が豊富な地域への支援策を強化することでGX関連産業の集積を推進する方針を示し、その制度の具体化に向けて、現在、各都道府県等からの提案を募集しており、北海道が取りまとめる提案に向けて、本市としても、適宜、協議を行っているところでございます。

国の方針や道との協議の中でGX関連企業の集積を進めるためには脱炭素電源の整備が重要とされており、本市においても現在進めているゾーニングによる促進地域の設定や課題の整理を進めた上でそれらの整備を確実に行っていくことが必要と考えております。

現在、本市の企業誘致施策におきましては、環境配慮型施設の整備に対する助成や固定資産税等の減免延長といった支援メニューを通じまして、脱炭素の推進と環境意識の高い企業の立地を進めておりますが、今後は、こうした国の方針を受け、GX関連企業の集積に向けて有効な支援策の検討を行うとともに、冷涼な気候や地震が少ないという地域特性をはじめ、地元企業や旭川高専等の高等教育機関が持つ技術力やネットワークなど、本市の強みを生かして地域全体でDX関連企業の誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 本市における日本国籍を有しない職員の採用、配置についてでございます。

地方公務員におきましては、例えば、税の徴収業務や管理監督職など、公権力の行使または公の意思形成の参画には日本国籍を要するとの原則がございますが、日本国籍を有しない者の採用そのものを制限する規定はないところでございます。

このことを踏まえまして、本市では、採用区分の受験資格と永住資格を条件に正職員についての受験を可能しておりますが、現時点で正職員はおらず、会計年度任用職員につきましては外国人英語指導助手などの一部の職において任用しております。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 北海道新幹線の旭川延伸に向けた取組についてであります。

初めに、北海道新幹線旭川延伸促進期成会の設立の時期及び経緯についてであります。北海道新幹線が開業し、札幌延伸に向けた工事が進む中、経済界や圏域の自治体から本市を中心とした旭川延伸に向けた活動を求める声が高まったことを受け、令和元年10月に準備会議を設置し、上川管内の全ての自治体や関係団体等への説明を経て、令和3年3月29日に期成会を設立いたしました。

次に、期成会のこれまでの活動及びメンバー構成についてであります。国や関係機関などに札幌一旭川間の整備計画路線への格上げや新函館北斗一札幌間の一日も早い完成を求める要望活動と市民等への啓発事業を中心に活動を展開しております。

これまでに、国や北海道等への要望活動を実施するとともに、地域の機運醸成を図るため、ホームページの開設やパンフレット等の配付、また、有識者を招いた勉強会の開催等を実施しております。

期成会の組織は上川管内の全23市町村と商工会議所、商工会で構成し、旭川市長が会長を務めており、事務局につきましては本市と旭川商工会議所が共同で設置し、本市が代表事務局を担っております。

次に、北海道新幹線旭川延伸の整備効果についてであります。期成会の独自試算ではありますが、旭川延伸により、旭川一札幌間は35分に短縮され、旭川一東京間も乗換えなしで鉄道移動時間の約半分の5時間36分で結ばれる見込みであり、人的・物的交流が拡大することにより、年間380億円の経済波及効果が期待できると見込んでおります。

市民生活においても、移動時間の短縮等による利便性の向上や観光需要の拡大など、幅広い面での効果が期待できると認識しております。

次に、並行在来線の扱いや整備費等の課題についてであります。新幹線の整備費については、新幹線施設賃料充当分を除いた国と地方の負担分のうち、国が3分の2、地方が3分の1を負担する仕組みであり、地方負担分については原則として都道府県が負担すること、都道府県は、区域内の市町村と協議し、負担金の一部を負担させることができることとなっております。

運営については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施設を保有し、JRが営業主体となるため、整備新幹線の整備に当たっては採算性の確保が条件の一つとされております。

また、既存の在来線については、原則として、沿線全ての都道府県市町村の同意を得た上で開業時にJRから経営分離され、第3セクター等で運営されることとなっております。

これらについては新幹線の旭川延伸に向けた課題と認識しておりますので、引き続き、期成会においても情報収集と内容の把握に努め、必要に応じて北海道や関係自治体と協議を行うとともに、地域住民への周知に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 脱炭素の推進と、GXなど、成長分野に関する産業集積の取組についてでございます。

まず、促進区域の設定に向けたゾーニング調査につきましては、プロポーザル方式で選定した専門業者に業務委託し、現在は、陸上風力と太陽光発電の二つを対象に、立地が困難または促進が可

能、調整が必要などのエリアを設定するための市内全域における文献調査や、ヒアリング、現地調査などを行ってございます。

区域設定につきましては、今後、専門家や市民、関係団体などで組織するGX懇談会におきましてゾーニング調査結果などの情報を共有し、その意見を反映させながら素案を取りまとめていく考えでございます。

活用方針につきましても、今後、懇談会の議論を踏まえながら、その区域ごとの環境に配慮したものとなるよう検討してまいります。

次に、GX分野の産業集積に向けた検討についてでございます。

本市には、太陽光や風力による非常に高い再生可能エネルギーのポテンシャルが確認されておりますが、それらを最大限活用するには自然環境の保全と地域共生型の再エネ導入を両立させながら脱炭素による環境と経済の好循環を生み出していくことが重要であります。

そのためには、ゾーニング調査によるGX産業の立地可能性について確認しながら、今後は、地域特性を生かした産業の集積や雇用の創出に向け、組織体制の在り方や関係機関との連携による人材の確保、育成など、本市の持続的な成長と発展に資する取組についても検討が必要と考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の不登校児童生徒についてであります。

国の調査によると、平成30年度の300人から令和5年度は585人へと5年間でほぼ倍増しております、そのうち、学校外の機関で相談や指導を受けた者は180人と、3割ほどにとどまっています。

児童生徒や保護者の中には、学校外での支援を希望しているものの、相談先や関係機関の情報が得られず、つながりを持てずにいる方々もいると懸念されます。

このため、本年8月にいじめ防止対策推進部と連携して作成した不登校相談に係るリーフレットを市内全ての保護者に配付し、支援が必要な方が孤立することのないよう、対応の強化に取り組んでいるところであります。

また、教育支援センター、ゆっくらすでは、不登校支援に係る情報を提供し、同じ悩みを抱える保護者同士の交流が図られるよう、講演会や教育相談のほか、児童生徒とともに参加できる体験活動を毎年開催しております。

次に、不登校児童生徒の成績や出席扱いへの反映についてであります。

本市では、これまでも、不登校児童生徒の自己肯定感を高め、学校復帰や社会的自立を促進するため、教育支援センター、ゆっくらすや、フリースクール、自宅等での学習成果の適切な評価に努めてきましたところであります。

令和6年8月に学校教育法施行規則の一部が改正され、不登校児童生徒が欠席中に行った学習成果を適切に成績に反映することについて対応が定められたことから、同年9月には、教員向け不登校対策資料を改訂し、具体的な対応策を盛り込んだほか、全ての小中学校の管理職などを対象とした研修会も開催し、学校外での学習成果を積極的に成績に反映させる取組を進めております。

また、不登校の児童生徒がゆっくらすや子ども総合相談センター、児童相談所などの公的機関に加え、フリースクールといった民間施設で相談や支援を受けた場合、さらには、自宅でICTを活

用した学習活動を行った場合についても、国の通知を踏まえたガイドラインを定め、校長の判断により出席扱いとすることとしております。

次に、小中学校の防犯カメラについてであります。

不審者の侵入や不測の事態を未然に防止するとともに、万が一、発生した際、迅速に初動対応を行えるよう、校舎の増改築時のほか、令和6年度から玄関や死角となる校舎裏側等への設置を進めており、今年度末には全ての小中学校で整備を完了する予定であります。

○議長（福居秀雄） 石原いじめ防止対策推進部長。

○いじめ防止対策推進部長（石原伸広） 不登校の子どもを持つ保護者への情報提供と相談支援についてであります。

不登校の相談におきましては、不登校の支援先を知りたいといった声が多く寄せられていることを踏まえ、市内のフリースクールなど、不登校の児童生徒が利用可能な民間施設の情報を市のホームページに掲載するとともに、不登校に関する情報を掲載したリーフレットを配付する予定であり、こうした取組により保護者への情報提供の充実を図ってまいります。

これらの取組に加え、会計年度任用職員を2名配置し、児童生徒との心身状況や保護者の意向を踏まえながら個々の児童生徒に応じた支援の調整を行うとともに、不登校の子どもを持つ親の交流会を定期に開催するなど、保護者の多様なニーズに的確に対応し、相談支援の一層の充実に努めてまいります。

続きまして、不登校支援に係る市の組織体制についてであります。

本市では、いじめ防止対策推進部に福祉、心理等の専門職を配置した専門の相談窓口を開設し、児童生徒や保護者の悩みや不安に寄り添うとともに、学校や教育委員会と連携を図りながら福祉面の支援や心のケアを継続的に行ってまいりました。

そうした中で、様々な事情により登校や教育支援センター、ゆっくらすを利用することが難しい児童生徒への支援が課題となっていましたことから、今年度、こども家庭庁の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業を活用し、フリースクールや大学生等の地域の担い手との連携による学習支援や体験活動の提供といった新たな取組を始めるなど、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ったところであります。

今後におきましても、対策のさらなる強化に向けて、全庁的な組織機構の見直しに合わせ、不登校の児童生徒や保護者の抱える悩みやニーズに的確に対応し、また、児童生徒や保護者にとって分かりやすく利用しやすい組織体制となるよう検討を進めてまいります。

続きまして、フリースクール等の民間施設等との連携についてであります。

本市では、市内不登校支援団体からいただいた要望等も踏まえ、本年5月から、市が不登校支援サポーターとして認定した地域のフリースクール運営団体や学生ボランティアが行う学習支援等の活動に対し、1回当たり定額の謝礼を支払う制度を開始しました。

これにより、学校や教育委員会が行う既存の支援を利用することが難しい不登校の児童生徒が学校外の支援を無償で受けられる環境を整えるとともに、地域のフリースクール等の団体の活動を間接的に支援するとしているところであります。

今後は、今年度の取組の成果と課題を踏まえるとともに、他都市の先進的取組も参考にしながら、不登校の子どもと保護者にとってより効果的な支援となるよう、民間施設との連携強化や新たな支

援制度の創設も含めた検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　内村防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　街頭防犯カメラにつきましては、繁華街でありますさんろく街を中心に、市民や観光客に不安を与え、迷惑をかける客引き等を防止するために制定されました旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例を適切に運用することを目的に設置したものでございまして、現在、カメラにつきましては8台を設置しております。

また、今後の整備計画につきまして特に定めているものはございませんが、神居大橋付近とＪＲ旭川駅南口につきましては、昨年、市内で大きな事件が発生していることや全国的に見ますと繁華街等々での事件も発生しておりますことから、市民や観光客の安全、安心を確保するため、先ほどの2か所のほか、買物公園を加えた3か所において、防犯カメラの設置個数も含め、必要な調査と検討を進めているところでございます。

次に、防犯カメラ設置による犯罪抑止効果の検証評価でございますけれども、さんろく街設置の街頭防犯カメラにつきましては令和元年10月より運用しております。運用後に条例違反による逮捕や検挙に至ったケースはありません。防犯カメラ作動中の看板も設置しておりますことから、犯罪の抑止効果は一定程度あるものと考えております。警察も同様の認識であります。

防犯カメラの効果測定につきましては、犯罪者に心理的プレッシャーを与え、犯罪を抑止させるものでありますことから、数値的に効果を測定することは難しいところであります。しかしながら、防犯カメラ運用後、警察からの捜査関係事項照会は約100件ある中、客引きに関する照会は一件もありませんので、設置目的に関する効果は発揮できていると考えております。

次に、設置に伴うプライバシーの保護、市民理解の促進策についてですが、公共空間の防犯カメラの設置につきましては、犯罪を効果的に抑止すること、プライバシー保護と市民の理解を得ることを両立させる必要があります。

市が設置する場合、設置場所につきましては、警察などの関係機関や地域住民との丁寧な協議、説明に努めることが不可欠であり、映像データの管理には、具体的なガイドラインを策定し、透明性の高い運用を行うことが必要であります。

また、市民への説明や周知につきましては、設置目的や運用ルール、設置場所を適切に周知、説明することが重要でありますことから、市のホームページやＳＮＳを活用するほか、表示プレートを設置するなどの対応が必要であると考えております。

○議長（福居秀雄）　富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　公園への防犯カメラの設置方針についてでございます。

現在、防犯カメラの設置に関する明確な方針は定めておりませんが、地区公園など、面積が大きい公園において、樹木が多く、日中でも人目につきにくい場所で、ベンチや遊具などが悪質な人為的行為によって度々壊される被害が発生した場合などは、施設管理上の目的も含め、防犯カメラの設置の検討を行う必要があると考えております。

また、現在行っている取組といたしましては、北海道公園緑地連絡協議会において、道内他都市と設置の考え方や運用に関する情報共有を行っております。

次に、公園における防犯カメラの設置の現状と他都市の取組事例についてでございますが、現在、公園においては、防犯を目的とした監視カメラは設置しておりませんが、施設の利用状況を確認す

ることを目的とした監視カメラを東光スポーツ公園武道館、カムイの杜公園わくわくエッグ、忠和公園体育館、花咲スポーツ公園スタルヒン球場に設置しております。また、ヒグマの出没状況を確認するため、突哨山、旭山公園、嵐山公園にも監視カメラを設置しております。

防犯カメラ運用上の課題といったしましては、個人のプライバシーの侵害につながらないよう、設置目的を具体的に設定し、公園利用者に広く周知する必要がある点が挙げられます。

次に、公園に防犯カメラを設置している他都市の事例でございますが、道内では苫小牧市や石狩市で設置されており、埼玉県草加市では自動販売機の収益を活用して設置している事例がございます。

今後は、こうした他都市における設置に至った背景や目的などを調査し、本市における設置の方向性を検討していく必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 中野議員。

○中野ひろゆき議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢についてでございます。

先ほどの答弁では、2期目の市政運営に対する考え方や市民文化会館を含む大型公共施設の整備に関して市長の見解を述べていただきましたが、財政的な課題についてもお答えがありました。

そのような財政状況を踏まえながらも、花咲スポーツ公園の新アリーナを含む再整備に向けて市長が期待される内容とは何か、また、これを契機として、厳しい財政状況を捉えながら、市長は持続可能な都市経営、まちづくりをどのように構想されているのか、お伺いします。

加えて、市民意見や市民ニーズとの計画の整合性についてもお伺いしたいと思います。

次に、外国人材の受入れなどについてでございますが、国内の人材不足などを背景に、市内における外国人の人口及び採用が増加の傾向となっており、雇用の安定をはじめ、市内経済のさらなる活性化を図るためにも先進的な施策の展開が必要であると思います。

本日の答弁も踏まえながら、外国人材の受入れを円滑に進めるための各種施策について、市長は今後どのような方針を持って検討を進めているのか、また、旭川で働く外国人の生活環境充実や地域社会との共生を図るための具体的な取組についてもお伺いしたいと思います。

次に、観光振興の関係についてでございますが、答弁があったように、本市が展開する施策や強みを生かしながら、道北圏域全体での観光振興には自治体間の広域連携が重要であると考えます。

本市として、今後どのような計画などをもって、近隣自治体や関連団体と連携し、道北全体の誘客促進を図っていくのか、市長の展望を伺いたいと思います。

特に、広域周遊ルートの構築や共通プロモーション、交通連携などにおいて、今後どのような施策を検討されているのか、また、旭川市が道北観光のハブ機能として果たすべき役割について、市長の認識をお伺いしたいと思います。

次に、北海道新幹線の旭川延伸についてでございます。

これまでに、期成会を立ち上げるなど、市長を先頭に精力的な活動が展開されていることが分かりました。次年度に向けて、期成会としての活動方針や旭川市としての取組方について、具体的な計画や構想があれば、お伺いします。

また、国、道との連携強化や市民機運の醸成に向けた取組についても重要と考えますが、市長の決意も含めた展望をお伺いしたいと思います。

次に、脱炭素の推進等についてでございます。

1回目の答弁では、非常に高い再生可能エネルギーのポテンシャルが確認されているとありました。

令和7年度の市政方針においては、自然環境と市民生活との調和を図るとともに、適地において陸上風力や太陽光などの再生可能エネルギーの立地を促進してまいりますと市長は述べられました。

また、9月の市長選挙における公約でも風力発電や地中熱等のポテンシャルを生かしたGX・DX産業集積に向けた取組の推進とありましたが、脱炭素に向けたさらなる本市の取組やGX産業などの集積に向けた今後の方針などについて、市長の御見解をお聞かせください。

次に、不登校対策の関係でございます。

先ほどのお答えでは、不登校となっている児童生徒については、令和5年度は585人、この5年間でほぼ倍増し、そのうち、相談や指導を受けた者は3割ほどにとどまっているという御答弁がありました。

市長は、2期目の公約においてフリースクールへの運営支援と利用する児童生徒への支援の推進を掲げております。

札幌市等、道内、道外の他都市ではフリースクール運営団体に対する財政支援や保護者への利用料助成が行われているところがありますが、旭川市ではどのような支援を行う考えなのか、この項目を公約に入れた市長の思いと次年度以降の施策の推進について、今津市長の考え方をお聞かせください。

次に、防犯カメラの関係についてであります。

令和3年には女子中学生の遺体が凍死の状態で市内公園において発見されるなど、過去に市内で発生した重大事案を踏まえ、公共空間における安全対策の強化が求められるとしております。

一方で、2024年10月には江別市の公園で若者6人による集団暴行があり、その被害者は全裸の状態で死亡していたという公園内での事件がありました。全国の公園でも大きな事件が頻発している、このような状況でございます。

このたびの市長の100ある公約の中にも地域の安全を確保するための防犯カメラ増強とあります。市として、公園などの公共空間における犯罪抑止などの観点からも、例えば、遺体が発見された永山中央公園や神居大橋などは優先性が極めて高く、このような経過も踏まえ、市内公園の防犯カメラ設置について、他都市の先進事例も参考にしながら、計画的、積極的に進める必要があると考えますが、今後の方向性について市長の御見解を伺います。

以上で2回目とします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 7項目、御質問をいただきましたので、私の考えを申し上げたいと存じます。

初めに、花咲スポーツ公園の新アリーナを含む再整備に向けてであります。

花咲スポーツ公園の新アリーナにつきましては、全国規模の大会開催を望むスポーツ団体からの要望や、本市でのプロスポーツ観戦やライブ、コンサートの開催などを望まれる市民意見も伺いながら、昨年度、基本計画を取りまとめたところです。

この新アリーナをプロフィットセンターとして、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に發揮しながら整備、運営いただくことで市民の皆様も期待される各種イベントが開催されるなど、

様々な事業が展開されることを期待しています。新アリーナがまちづくりの新たな核となり、これから若い世代をはじめ、幅広い方々に旭川市への愛着と未来への希望を持っていただけるよう取り組んでまいります。

次に、外国人材の受入れに係る取組についてでございます。

外国人材は、地元企業の人手不足解消に重要な役割を担っていただいているところでありますが、単なる労働力としてではなく、地域社会を構成する一員として受け入れ、日本人と外国人が互いに尊重し、安全、安心に暮らせる共生社会を実現していくことが重要であると考えております。

国においては、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策として、外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労して活躍できるようにすること等により、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していくこととしております。

本市といたしましても、フィール旭川7階の旭川市国際交流センターにおいて、暮らしに関する相談対応、語学教室や交流事業を行うとともに、昨年度には、旭川未来会議2030外国人分野におきまして、本市に在住する外国人の皆様から暮らしやすい旭川に向けて様々な御意見をいただいたところであります。今後も増加していくことが見込まれる外国人材の確保、地域社会との共生に向け、必要な取組について検討してまいります。

次に、広域連携による観光振興についてでございます。

本市を含めた道北圏域は、豊かな自然や文化、歴史とともに発展してきた様々な産業があり、四季が明瞭で積雪寒冷地ならではの体験ができる観光ポテンシャルの高いエリアであると認識いたしております。

また、本市には国際空港である旭川空港があり、道内各地域との交通の結節点となっているため、北海道観光の玄関口として重要な役割を果たしております。

さらに、上川地方総合開発期成会、旭川空港利用拡大期成会、あさひかわ観光誘致宣伝協議会などの広域連携団体においても本市は中心的役割を担っており、道北圏域における周遊観光の拠点都市、ハブ機能を有する市としてリーダーシップを発揮しながら、旭川市が世界中から訪れたくなる観光地となるよう、誘客促進の取組を進めてまいります。

次に、次年度に向けた北海道新幹線旭川延伸促進期成会の活動方針等についてでございますが、昨年度は自民党整備新幹線等鉄道調査会の稻田朋美会長、今年度は与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの渡海紀三朗座長に要望を行うなど、国会議員や関係省庁に対して上川管内の行政と経済界が一丸となって延伸実現に向けた地域の熱意をお伝えしております。

今後とも、基本計画上の終点となっている旭川市の市長として、そして、期成会の会長として、関係者と緊密に連携し、国や北海道等に対して旭川延伸の効果や必要性をしっかりとお伝えするなど、これまで以上に積極的な活動を展開するとともに、市民をはじめ、圏域の住民の賛同を広げながら延伸実現に向けた地域の機運醸成をしっかりと図ってまいりますので、御党、公明党におかれましてもお力添え賜りますようお願い申し上げます。

次に、脱炭素に向けた取組についてでございます。

本市では、脱炭素を成長の機会と捉えながら、地球温暖化対策実行計画において、家庭及び事業者における脱炭素行動の促進、再生可能エネルギーの導入拡大、脱炭素型まちづくりの推進、二酸化炭素吸収源の確保の4つの基本方針を掲げ、様々な取組を行っており、今後も、引き続き、新た

な技術の進展や社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、本市の再エネポテンシャルを生かした地場産業、地域経済の底力と稼ぐ力を高める地域経済活性化に取り組んでまいります。

次に、フリースクールへの運営支援と利用する児童生徒への支援の推進についてであります。

様々な事情により登校することが難しい児童生徒の皆さんと社会とのつながりを持つことができる地域の多様な居場所づくりが重要であると考え、また、関係団体からの要望も踏まえ、フリースクール等への支援の推進を私の2期目の公約の一つとしたところであります。

今年度は、こども家庭庁のモデル事業を活用し、地域のフリースクール等との連携による学びの支援や体験活動の提供といった新たな取組を行ってまいります。

また、今年度の中核市市長会のプロジェクトの中で最多の21市が参加し、本市が幹事市となつております子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトにおいては、フリースクールに関する様々な意見が出されており、本市が幹事市として集約を担い、必要な国の支援について年内に提言を行う予定でございます。

次年度以降においても、児童生徒が誰一人取り残されることはなく、将来に夢や希望を持って成長できるよう、施策のさらなる推進に取り組んでまいります。

最後に、公園等の公共空間における防犯カメラ設置の考え方や方向性についてであります。

地域の安全を確保するための防犯カメラの増強は私の公約の一つであり、今後は市有施設における防犯カメラの設置を推進してまいりたいと考えております。

特に重大事案が発生した神居大橋に加え、旭川駅南口や買物公園におきましては、現在、調査、検討を進めており、早期の設置を目指しているところでございます。また、公園等におきましても防犯面を心配する声を伺っており、安全対策の強化が必要であると受け止めております。今後も市民の皆様が将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 中野議員。

○中野ひろゆき議員 御答弁をありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 以上で、中野議員の質問を終了いたします。

（中野議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時48分

---

再開 午後3時20分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

中村みなこ議員。

（中村みなこ議員、質疑質問席に着席）

○中村みなこ議員 それでは、本日最後の一般質問ということで、よろしくお願ひいたします。

最初に、旭川の労働というテーマで質問させていただきます。

まずは、本市における働いている方の人数と、そのうち、パート、アルバイトの人数をお示しください。また、労働者を守る労働法の一つ、労働基準法についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 令和4年就業構造基本調査によりますと、働いている方の人数であります有業者数は16万700人で、そのうち、パート、アルバイトの人数は3万4千500人となっております。

また、労働基準法は、日本国憲法において、勤労条件に関する基準は法律で定めるとの規定が根拠になっており、使用者に比べて労働者の経済的な力の弱さから不公平な契約とならないよう、最低限の基準として、賃金の支払い、労働時間、解雇予告、年次有給休暇などについて規定されております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 本市の人口の約半分、実に多くの方が労働者として活躍され、本市を支えてくださっていることを理解いたしました。

働く皆さんがあなたの職場で安心して働けるようにするための市としての役割は何なのか、そして、それが果たせているのだろうかという課題認識で、さらに、労働基準法など、立場の弱い労働者が守られるための様々なルールと照らし合わせながら進めたいと思います。

労働といっても職種も働き方も多様です。今回は、その中から3つの分野の労働を取り上げさせていただきます。

1つ目は、アルバイトについてです。

アルバイトは、労働基準法が適用される労働に位置づけられています。

今回は、若者のアルバイト、その中でも高校生、大学生、専門学校生の皆さんのお手本アルバイトに関わって質問させていただきます。

コンビニや飲食店など、学生さんと思われる若い子たちが働いている場面は日常のあらゆるところで見受けられます。本市の学生アルバイトはどれくらい存在しているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 本市の高校生のアルバイトの状況につきましては持ち合わせておりませんけれども、全国の高校生を対象に調査いたしました株式会社マイナビが実施した高校生のアルバイト調査2025年によりますと、アルバイト就業中の高校生の割合は27.4%、アルバイト経験があり、現在は非就業の割合が15%であり、アルバイト就業者の割合は増加傾向にございます。

また、大学生につきましては、同社が実施いたしました大学生のアルバイト調査2025年によりますと、アルバイト就業中の大学生の割合は73.5%、アルバイト経験があり、現在は非就業の割合が17.1%であり、大学生につきましてもその割合は増加傾向にございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 アルバイトをしている、経験があるを合わせると、高校生は約4割、大学生は9割にも上る実態があるということです。

それでは、学生がアルバイトをする目的についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 先ほど御答弁いたしました調査結果では、高校生がアルバイトをする目的の上位3位は、貯金をするためが53.6%、趣味のためが48.8%、推し活・ゲームなど娯楽に使うためが37.9%となっております。

大学生につきましては、貯金をするためが 53.7%、趣味のためが 52.6%、自分の生活費のためが 34.0% となっております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 物価高騰により高校生のお小遣いが減っているというデータも出ております。各家庭の生活費の負担が増加していることもアルバイトをする学生が増えている要因の一つと考えられます。社会情勢の影響を色濃く受けている状況だと認識できるわけです。

先日、市内のスーパーでアルバイトをしていた高校生が、ある日、突然、解雇されたという話を聞きました。結局は、いろいろな事情が絡んでの解雇ではあったのですが、あれつ、労働基準法違反なのではと疑問に思ったことを発端に、息子を含め、アルバイトをしている高校生、専門学校生、大学生たちにアルバイトの状況を尋ねてみました。

労働基準法では労働条件について書面で渡さなければならぬというのがありますので、現状はどうなのか、学生さんたちに尋ねたところ、全国規模のチェーン店に勤めている子の話でさえも口頭のみというところもありましたし、書面にサインして提出したので、手元には何も残っていないという場合もありました。

これは一例ではありますが、学生アルバイトの労働上の問題としてどのような実態があるのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 厚生労働省が平成 27 年度に実施した調査では、労働条件通知書等が交付されていないとの回答が 60%、労働条件について口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないとの回答が 18% となっております。

また、32.6% の高校生が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答しており、シフトに関するものが最も多くなっておりますが、中には賃金の不払いがあったなどといった法律違反のおそれがあるものもあったところでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 使用者側が法を守って学生を雇用するのは大前提ですので、企業への指導等も重要ですし、学生だから、アルバイトだからと軽んじる風潮もあるようなので、その点は社会全体で変わっていかなければならぬところもあると思いますが、今回は学生側に焦点を当てていきたいと思います。

使用者から見て立場の弱い労働者、その中でもさらに弱い立場にいるのが学生だと言えるのではないかでしょうか。若いですし、仕事の経験も人生経験もない、そして、問題だと思うのは、労働に関する知識がないということです。これがさらに弱い立場にしている要因ではないでしょうか。

知識がないと、自分が不当な扱いを受けていることに気づけない、おかしいけれども、仕方ないのかなと我慢するしかないわけです。労働のルールを学び、労働者としての権利を盾に判断し、行動できる一労働者となるためには学ぶことが重要ではないでしょうか。

本市において高校生が労働基準法、労働者の権利を学ぶ機会はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 北海道労働局及び北海道労働委員会では、道内の高校を含む教育機関を対象といたしまして、賃金、労働時間、有給休暇、解雇等の基本的なルールなど、労働法制を紹介

する出前講座を無償で行っているところであり、旭川市内の教育機関においても講座を実施した実績があると伺っております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 出前講座があるということで、実績があるというお話をしたが、実績があるといつても、ごく限られた学生しか受けられていないようです。

今回、アルバイト状況を教えてくれた学生さんたちは、誰一人、学んだことがないと答え、20歳の専門学校生たちは、うわっ、それ、まじでそういう勉強をしたかったわと口々に言っておりました。

有給休暇が取れることについて尋ねてみると、店長が新しくなって初めて教えてもらった、ネットでたまたま見た、全く知らなかったという様々な回答がありました。有給休暇を利用したことがあるという人はいませんでしたし、バイト先の先輩も、学生ではないバイトの方も、有休を使っている人はいないとみんなお話ししていました。

学生が有休を取る必要性は低いのかもしれません、知っておくべき労働のルールです。全ての学生が労働に関する知識を得る機会が必要だと考えます。

せめて、パンフレットを作成して全学生に配付するなど、取り組むことはできないのでしょうか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 市内民間事業者が労働関係法制を遵守することはもとより、アルバイトなどで就労する学生がトラブルなく職業体験を積むことは重要でありますことから、国におきましては、アルバイトの労働条件相談窓口を記載したリーフレットやポスターを大学や専修学校等に送付し、周知について依頼を行っているところでございます。

本市といたしましても、こうしたリーフレットを市のホームページで掲載するなど、関係機関と連携し、必要な取組について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 本市で労働者として働いている学生です。職業経験を積んでいるだけの存在ではありません。人手不足の中で大事な戦力として活躍している若者たちでもあります。

また、生活費のため、将来に向けての貯金をするために働かざるを得ない若者がいることは、政治の責任であり、市としても重く受け止め、対応しなければならない課題です。知識があっても、使いこなすためにはまた大きなハードルがあると思われますが、社会全体で、そして、市として学生が安心してアルバイトに携われるような取組をぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の項目です。

旭川の労働の実態、2つ目、教員の働き方についてです。

教員の働き方といえば超過勤務の代名詞のようになってしまい、改善を図るための働き方改革が進められてきました。

初めに、現在の超過勤務の状況についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 平成31年度に旭川市立小中学校働き方改革推進プランを策定し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備するため、これまで、スクール・サポート・スタ

ップや部活動指導員の配置などを進めております。

こうした取組を通じて、1か月平均の時間外在校等時間は、令和元年度の約31時間から令和6年度の約26時間と減少傾向にあるものの、依然として上限を超える者もおり、教員の長時間勤務が解消されている状況にはないと受け止めております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 働き方改革は進んだものの、まだまだ長時間勤務の解消には至っていないのが現状です。

さて、超過勤務の改善が進まない状態ですが、幾ら残業をしても一円たりとも残業手当は出ません。これは労働基準法違反ではないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教員の業務については、日頃から臨機応変な対応が求められており、また、教員自身の自発性や創造性に委ねられる部分も多くあります。

こうした特殊性を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法では、時間外勤務手当に代えて教職調整額が措置されており、教員は労働基準法から除外されているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 労働基準法で除外されているから、何時間、超過勤務をしても違反にはならないということになっています。

今回の給特法改定では、残業代制度という長時間労働を抑制する世界共通のルールは適用されず、定額働かせ放題の枠組みは温存されたままです。働き方改革はどれだけ進むのか、甚だ疑問が残るなと思っているところです。

では、教員の勤務時間は労働基準法上の労働時間にならないのでしょうか。在校等時間の説明と併せてお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教員の勤務については、法に基づき、時間外勤務を命じることのできる業務として、修学旅行その他学校の行事に関する業務など、いわゆる超勤4項目が定められています。

勤務時間外において、これに該当するもの以外の業務を教師の自発的な判断で行った時間は労働基準法上の労働時間には含まれないとされておりますが、教育活動に関わる業務であることから、国の指針では勤務時間管理の対象としてこれらの業務時間を含めて在校等時間と定められております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 校長が命じた4種類の業務以外は教員が自発的にしている仕事だから労働時間にはならない、でも、教育活動に関わる仕事だから在校等時間というものにして時間管理しているよというよく分からぬ考え方を持ち込まれております。

その在校等時間以外で働いている実態もあります。持ち帰りの仕事がそれに当たります。そして、休日出勤などの実態もあるところです。それらの超過原因などをお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和4年度に実施された国の教員勤務実態調査によると、教員の在校外での時間外勤務は、1日当たり平日で小学校が37分、中学校が32分であり、在校時に教材研究や授業準備などを行う時間を十分に確保できていないことが原因であると認識しております。

本市においても同様の状況にあるものと思われ、継続して実施している教職員の意識調査を通じて、今年度からは教員の業務の持ち帰りや週休日の勤務について確認しており、これらの結果を精査、分析して、改めて教員の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 今年度から調査を始めたものがあるということで、一步前進として評価しております。

しかし、教育現場では、勤務時間が超過している教員には管理職と面談ですとか指導などがされるので、それが煩わしくて、退勤したことにして勤務し続ける先生も結構いらっしゃいます。そんな先生方が、持ち帰りをしています、休日出勤していますと正直にそういう調査に回答するのか、それで正確な実態、結果が出るものなのか、本当に懸念されるところです。

国会の中でも教育委員会が実施する実態調査と実態とに大きな乖離があると指摘されておりました。今回の調査も集計作業に入っているとのことです、今後もリアルな実態を把握できるよう配慮して進めるべきだと指摘させていただきます。

次に、休憩時間について伺います。

教員の休憩時間の状況についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の小中学校においては、学期中は児童生徒の下校に合わせて午後3時30分以降に、長期休業期間中は正午から午後1時までの間にそれぞれ45分間設定している例が多く見られます。

国の教員勤務実態調査によると、長期休業期間以外の平日1日に教員が出勤から退勤までの間に取った休憩時間は23分となっております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 45分設定されている休憩時間中、それだけ取られていないわけですが、先生方は一体何をしているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 児童生徒の在校中においては、教員は、授業や給食、休み時間の指導のほか、個別面談やクラブや委員会活動の指導を行っており、成績管理や進路指導、学級通信の作成、授業準備、保護者対応については児童生徒の下校後となる場合が多く、休憩時間中に仕事をしている実態もあるものと認識しています。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 仕事をしているわけです。先ほどの23分というのは国の調査結果ではありますが、本市でも休憩時間を取りらずに仕事をしている状況は確実にあると思われます。休憩時間が取れていないのは労働基準法違反ではないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 地方公務員である教員についても、仮に校長が所定の休憩時間を与

えていないと認められる場合には労働基準法に反することになると考えられます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 休憩時間を与えていないと違反となるということですが、本市では与えているから違反していないということになるようです。

しかし、与えられても休憩できない現状は考慮されないのでしょうか。休憩時間を与えていているのに休まないのは教員側の問題になるということになっていることに疑問が残ります。

それでは、勤務時間の計測についてお伺いします。

教員それぞれのパソコン上のソフトで記録されているそうですが、この45分の休憩時間はどのようにカウントされているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教員の休憩時間については、校長が必要に応じて職員ごとに個別や分割での付与も行っており、付与した45分間の休憩時間は在校等時間から除いている状況です。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 45分の休憩時間分が一律に自動で引かれているわけです。

教員が休憩してもしなくとも、マックスで45分引くほうが勤務時間の集計は低い数値になるわけで、管理職も市教委としても、そして、先生方もそれで問題ないのかもしれません、実態とかけ離れた、実態が置き去りになっている数字が出てくると言えます。

そもそも、先生方が休憩時間を取りっていないのは取れない状況があるからです。休憩時間に打合せが設定されるのはもう当たり前、局や市教委主催のオンラインでの研修が入ったこともあったと聞いています。

会議が長引く、保護者や校外学習先などとのやり取り、家庭訪問をすることもあります。部活も授業準備も盛りだくさん、休憩なんかそっちのけで業務をこなさなければならない。休憩時間を取りている場合ではない状況をつくっているのは本当に個々の教員自身の問題なのでしょうか。

さらに、労働から離れるのが休憩時間です。各学校に休憩室と呼ばれるスペースはありませんし、退勤15分前に45分の休憩が設定されていることからも休憩を取るための環境は整っていないと言えます。教員は、労働基準法で守られていないということです。給特法で守られているかといえば、定額勤かせ放題なので、守られていないというのは証明済みになっております。そして、形だけ設定された休憩時間に仕事をし続けている、そして、これが法に違反していないとされる教員の働き方となっております。

最後に、教育長に伺います。

法の上では違反していないにしても、実態は明らかに違反状態だと認めるべきではないでしょうか。市として、市内の先生方の実態を正しく把握して、違反状態を解消するよう取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） 教員の勤務の状況でありますけれども、現在、各学校長が管理をしているという状態で、休憩時間についても実態に応じて正確に把握をすべきであるというふうに考えているところであります。

休憩時間や時間外、在校等時間の教員の勤務状況を的確に把握するということを通じて適正な勤

務の状態にしていくということが肝要でありますので、旭川市立小中学校働き方改革推進プランを学校と連携しながら着実に実行してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 市でできることは限られていますが、国への要望と併せてしっかりと教員の働き方を正しく直視して、捉えて、教員を守る働き方の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、旭川の労働、3つ目です。有償ボランティアについてです。

本市ではボランティアとして活動されている方がたくさんいらっしゃいます。そのボランティアは労働とは言えませんが、その中でも交通費や謝礼などを受け取って活動するという有償ボランティアがあります。

それでは、この有償ボランティアとはどのような定義のものなのか、御説明ください。

○議長（福居秀雄） 樽井市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） ボランティアについて明確な定義をお示しすることは難しいですが、一般的に、自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動であり、地域社会の課題解決や共生社会の実現に貢献する市民活動の一部とも位置づけられております。

また、ボランティアは金銭的な報酬や対価を求める活動が基本ですが、参加する際にかかる実費や交通費、あるいは、それ以上の謝礼などが支払われるものが有償ボランティアと言われており、市が実施する事業の中でも活用されております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 日本では、1980年代前半、高齢化社会を背景に主に高齢者福祉分野で制度化され、発展してきた有償ボランティアです。無償ではなく、有償とするメリットについて伺います。

○議長（福居秀雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 有償ボランティアは、交通費などの金銭的な対価を受け取れることから、一般的には、責任感が高まり、業務の精度が向上することや、金銭的な負担が軽減されるため、参加のハードルが下がり、若年層や子育て世代なども参加しやすいこと、また、金銭の受領が活動継続の動機づけとなり、継続性の向上が期待されることなどがメリットと考えられているところであります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 有償ならではのメリットが様々あるということです。

ボランティアですので、労働基準法も最低賃金も適用されないのですが、多少なりとも金銭を受け取ることで労働者としての意識を持つ傾向が高くなるという研究結果もありますし、本市においてなくてはならない働き手もありますので、あえて、この旭川の労働というテーマで扱わせていただきます。

本市では、多様な職種で有償ボランティアを活用しています。幾つかの部にお聞きいたしましたが、有償ボランティアが関わる事業が多くの部に複数あることを知りまして、改めて驚いたところです。全て取り上げたいところですが、時間に限りがありますので、3つの部に絞ってお聞きしていきたいと思います。

ボランティアといえば福祉分野の活動を思い浮かべる方が多いと思いますので、まず初めに福祉保険部にお聞きいたします。有償ボランティアの事業についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 福祉保険部が所管しております事業につきまして、ファミリーサポートセンター等運営費として実施している2事業についてお答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンター介護型につきましては、高齢者等が日常生活を送る上で必要な家事や買物、掃除、安否確認、通院外出時の付添いなどを行うもので、令和6年度末時点での提供会員数は430人となっております。

次に、福祉除雪ボランティアマッチング事業につきましては、おおむね15センチ以上の降雪日を基本として、玄関先から公道まで、生活に必要な通路等の除雪を行うもので、令和6年度末時点での提供会員数は115人となっております。

いずれの事業も、依頼会員と提供会員との調整などの業務を社会福祉協議会に委託し、実施してございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 高齢者をサポートする2つの事業で430人と115人と、実に多くの方に関わっていただいております。

続きまして、環境保全の分野について、土木部にお聞きいたします。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 土木部所管事業における有償ボランティアについてでございますが、公園の指定管理者が市民団体や町内会等に依頼しているものがございます。主な活動内容といたしましては、公園内の巡回点検、ごみ拾いやトイレ清掃などとなっており、今年度の活動実績としましては138の団体が実施しております。

また、道路の草刈り作業などを市民団体や町内会等を対象に募集して実施しているものがございます。主な活動内容といたしましては、郊外の道路や河川等の草刈り、しゅんせつ作業となっており、今年度の活動内容ですが、1つの団体が河川の草刈り作業を実施しております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 公園や道路に関わる事業に合わせて139団体ですので、人数にすると、これまたたくさんの方が関わっているのだなということを理解いたしました。

次に、文化分野について、社会教育部にお聞きいたします。

○議長（福居秀雄） 田村社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 社会教育部所管の主な有償ボランティアといたしましては、彫刻美術館の彫刻サポート隊と大雪クリスタルホールのコンサートボランティアがございます。

彫刻サポート隊は、野外彫刻の清掃やワックス塗布、周辺環境整備などを行っており、今年度の会員数は113名となっております。

また、コンサートボランティアは、大雪クリスタルホール音楽堂で開催される各種演奏会におきまして、カウンター係、ドア係、クローケ係、会場係の4つのパートについて、主催者の依頼を受け、支援を行うもので、登録者数は21名となっております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 彫刻サポート113人、コンサートボランティア21人、こういう分野でも有償ボランティアの方に支えられていることが分かりました。

それでは次に、有償ボランティアの人数の推移と、現在、人員は足りているのかについてお聞きいたします。

お答えいただきました3つの部から続けてお答えください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） まず、ファミリーサポートセンター介護型の提供会員数について、5年前との比較で申しますと、令和2年度末の490人から減少傾向にありますが、今のところ、提供会員の不足等による支障は生じていないものと承知しております。

次に、福祉除雪ボランティアマッチング事業の提供会員数について、同じく5年前との比較で申しますと、令和2年度末の245人から減少しており、依頼件数に対して提供会員の不足が生じてございます。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 公園のボランティア活動を実施している団体数の推移でございますが、令和元年度は154団体でしたが、令和7年度では138団体と減少しております、参加者等の調整が難しい状況になっていると考えております。

次に、道路等のボランティア活動でございますが、令和元年度の募集実績としましては、9名から構成される1団体から応募があり、それ以降、団体数の増減はございません。

参加人数につきましても大きな変動はなく、人手不足の状況は確認されませんが、応募団体からは参加者の高齢化が進んでいるとの意見を伺っております。

○議長（福居秀雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） それぞれ、5年前の令和2年度と比較いたしますと、彫刻サポート隊は令和2年度が136人であったのが今年度は113人に減少しており、また、コンサートボランティアも令和2年度の51人から今年度の21人と減少しております、特にコンサートボランティアでは演奏会が多い時期には人数を確保することが難しくなることもございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 多くの事業で減少傾向、そして、高齢化が見られることがあります。

扱い手の過不足についてはそれぞれの課題が示されました。

それでは、有償ボランティア導入当時の料金と現在の金額についてお答えください。これも続けてお答えいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） まず、ファミリーサポートセンター介護型についてであります。

利用料金は、午前8時から午後6時までの時間帯において、平日が1時間700円で、30分増すごとに350円の加算、休日等が1時間800円で、30分増すごとに400円を加算しており、利用料金のほか、交通費実費が必要となっております。

次に、福祉除雪ボランティアマッチング事業については、利用料金は30分500円で、30分増すごとに500円を加算しており、こちらも別に交通費実費が必要となっております。

いずれの事業も、本格実施となった平成16年度以降、これまで利用料金の改定は行っておりません。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 公園の有償ボランティア導入当時の報奨金額につきましては、令和元年度が768万2千円に対しまして、令和7年度は719万3千円となっており、活動団体数の減少に伴い、報奨金額も減少しております。

次に、道路等のボランティア活動につきましては昭和50年度から実施しており、当時の報奨金額は記録が残っておりませんが、令和元年度以降は11万円で変わっておりません。

○議長（福居秀雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 彫刻サポート隊やコンサートボランティアには活動1回につき500円の謝礼を支払っております。

これらのボランティア活動は、彫刻サポート隊が平成14年度から、コンサートボランティアが平成8年度から始まっており、いずれも導入当時の金額は不明ですが、過去10年において謝礼金の改定はございません。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 どの事業でも、長年、料金や謝礼の金額は変わっていないということが分かりました。それも踏まえて、人材確保が難しくなってきており、高齢化が進んでいるなどの課題に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

福祉保険部のファミリーサポートセンター事業につきましては決算の分科会で取り上げたいと思いますので、それ以外の土木部、そして、社会教育部に続けてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 有償ボランティアの活動団体数の減少は、参加者の高齢化や地域コミュニティの希薄化などが大きな要因であると考えております。

今後も道路や公園に関する地域活動をボランティアでお願いしたいと考えておりますが、この取組を継続していくためには、現在のボランティアの方から様々な意見を伺いながら、やりがいを感じられ、気軽に参加できる仕組みづくりを構築するなど、ソフト面の価値を高めていく工夫が必要と考えております。

今後は、他都市の事例も研究し、本市の実情に即した取組となるよう検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 社会教育部の各ボランティアは、活動そのものが参加者本人の充実感や生きがいといった自己実現につながっております、それぞれ大切な役割を担っていただいていると認識しております。

今後におきましても、様々な媒体を積極的に活用し、参加を呼びかけ、新たな会員確保に努めるとともに、会員の方々とも意見交換をしながら、生き生きと活動できる機会の継続に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 やりがい、充実感、自己実現というボランティアならではの利点を大切にしながら課題解決に取り組んでいただきたいと思います。

各部の答弁にありましたが、設定されている利用料金、謝礼など、長年、改定されずに来ている状況が示されました。

公園の清掃などに関わっているボランティアさんに聞いた話なんですが、前は最低賃金と同じ960円だった、今、最低賃金は上がったのに自分たちの分は上がらないのかと尋ねられたことがありました。しかし、有償ボランティアには最低賃金は適用されませんが、有償のメリット、人材確保につながったり、継続性が向上したりということを考えると、何年もそのままの金額でいいのでしょうか。

物価高騰の下、生活が厳しい、年金が上がらない、引退後も働く人が増えているという今までにない状況はまだまだ続くと思われます。有償部分の費用を見直す必要があるのではないかでしょうか。

有償とはいえ、ボランティアなのだから、当事者から謝礼等を増額してほしいなどの要望は出ないと思われますし、出しにくいとも思われます。

実際、先ほどの公園のボランティアの方も、最低賃金が適用されることは違反ではないとした際にも、自分は好きでやっている仕事だから謝礼が上がらなくてもいいのよとは言っていました。ただ、これからのことを考えると、できるだけ長く続けてもらいたい、新しい方に参加してほしいという事業が多いようですので、何十年も前に設定された金額のままでは、その効果は薄くなってしまうのではないかでしょうか。

ここは積極的に増額への見直しをすべきと考えます。今後の方向性についての見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） ボランティアで活動されている方々は、地域団体やNPOなどの市民活動団体の一員として、あるいは、個人として市民活動の中で大きな役割を担っており、活力あるまちづくりの視点から、こうした担い手の皆様が継続的に活動していくことのできる環境づくりは大切であると考えております。

市の事業の中で活用されている有償ボランティアの取組においても、それぞれの対価の多寡も含め、活動しやすい環境づくりが検討されているものと考えておりますが、市民活動の推進という観点からも活動の持続性を踏まえた事業の構築が望ましいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 事業ごとの特性もありますので、一律に増額とはならないとは思いますが、今の世の中、どの分野でも担い手不足が深刻となっていて、有償ボランティアも同様の課題があります。積極的に増額への見直しを検討すべきだと指摘させていただきます。

さて、3種類の労働を取り上げさせていただきました。

市内人口の半分の労働者がそれぞれの場所で安心して思う存分活躍できることは本市の発展に欠かせないことだと、いま一度、しっかり認識していただいて、労働者を守るということ、事業者、企業、労基署任せにせず、市としてもぜひ取り組んで進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

点字ブロックの設置についてです。

改めてですが、新庁舎建設に当たって、障害者などへの配慮に関わる方針についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 現在の総合庁舎は、誰もが使いやすい庁舎となるよう、車椅子やベビー

カーでもゆとりのある待合スペース、通路の確保、各階に多機能トイレを設置したほか、自然再生可能エネルギーの有効活用を図る人と環境に優しい庁舎を方針の一つとして建設してございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 誰もが使いやすい庁舎、人と環境に優しい庁舎をうたって建設されています。

それでは、視覚障害者の皆さんそのための工夫についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 目の不自由な方に対しましては、点字ブロックの設置、庁舎の案内表示、エレベーター、階段の手すり等への点字シールの貼りつけ、入り口やエレベーターの音声案内、盲導鈴、出入口インターの整備のほか、総合案内の周囲をガラス張りにいたしまして、庁舎に入る前の要介護者を把握しやすくし、職員による速やかな支援につなげるなどの工夫をしているところでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 点字ブロックが歩道から入り口までつながっていなくて大変困った、改善してほしいという声をお聞きいたしました。庁舎入り口はたくさんあるのですが、点字ブロックをたどって入れる場所は限定されています。そのようにしている理由について御説明ください。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 庁舎周辺の点字ブロックは総合案内のある出入口の前まで誘導するよう設置しております。

その理由といたしましては、新庁舎の建設に当たって、ユニバーサルデザインの観点、障害や子育てなど、様々な団体との意見交換を参考に、総合案内前の出入口は、扉や通路を広く取り、介助者が付き添っている場合でも建物に出入りしやすいようにしていることや、その周囲の壁をガラス張りにして案内職員による迅速な介助につなげることを目的としているためでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 7条緑道から総合庁舎に向かって続く点字ブロックを真っすぐたどってきますと丁字路になっています。そこで、総合庁舎に入るにはどちらに進めばいいか分からず、立ち往生してしまったというお話を聞きました。通りかかった一般市民の方に声をかけてもらって総合案内まで行けたようです。

今の答弁ではガラス張りにしてあるから迅速に介助できるとありましたが、あれだけ、當時、パネルなどの展示物、のぼりなどが置かれている状況でそれが可能なのでしょうか。選挙のときには投票所になり、ガラス一面にポスターが貼られて、丁字路付近は全く見えない状態です。迅速な介助のためのガラス張りは意味をなしていません。しかも、総合案内の業務をしながら介助の必要な方を素早く見つけて対応するというのはそう簡単なことではないと思われます。

改善策を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 7条緑道から庁舎に向かいます点字ブロックは、議員の御指摘のとおり、総合庁舎の手前の丁字路では市民文化会館への盲導鈴の音しか聞こえない状態となっておりまして、今後は、目の不自由な方にも総合庁舎側出入口までお越しいただけるよう、総合庁舎設置の盲導鈴及び音声案内の音量を上げるなどの対応を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 音声案内が聞こえれば総合案内側へ向かうことができるということで、立ち往生して困る方がいなくなることを期待しております。

しかし、7条緑道から来られた場合、レストラン横の出入口が一番近い入り口となりそうですが、そこまで点字ブロックで誘導されてはいません。そもそも、点字ブロックが出入口につながっているところが少ないのでしょうか。点字ブロックの増設が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 現在、庁舎周辺の整備を進めており、今年の冬にも供用を開始いたします来庁者駐車場では、タクシーの乗降場所や障害者用駐車場が総合案内前の出入口付近に整備されますため、点字ブロックの整備につきましては、こうした利用状況や市民の声を見極めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 この庁舎の入り口は、永隆橋通側に2か所、緑橋通側に2か所、ローソンは省いたとしても4か所あります。自動ドアの数でいえば、6か所選べます。バスで来た方はバス停から近いところ、自家用車の方は各駐車場から近いところなどと、皆さんは選んで入っています。しかし、視覚に障害がある方は選べません。1か所しかないというのはいかがなものでしょうか。

駐車場やタクシーの乗降場所が明確になつたら利便性が向上すると言いますが、タクシーや車を利用しない方もいます。レストラン横とローソン隣の出入口の近くの発券機のところには職員がいます。せめて、その2か所に点字ブロックをつなげることはできないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 総合庁舎は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法などで職員が配置されている施設の案内所等に至る経路に点字ブロックを設置することが定められており、このため、総合案内に誘導しておりますが、御質問のありました誘導先の発券機の場所につきましては繁忙期を除いて案内職員を配置していない時間帯がございまして、バリアフリー法などに定める円滑な誘導ができないおそれがございますため、点字ブロックの設置は困難な状況にあると認識しております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 確実に介助できる場所への誘導になるように設置しなければならず、難しいことなのだと、今回、理解いたしました。

それでは、永隆橋通側、ローソン横の入り口の右側の壁に障害者マークとインターホンが設置されています。このインターホン前の地面には点字ブロックが2枚だけぽつんと設置されています。ここまで歩道の点字ブロックをつなげて盲導鈴を整備し、インターホンを利用していただけるようにすることで確実な介助ができるのではないかと見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 御指摘のありました点字ブロックの増設及び盲導鈴の設置につきましては、新駐車場の完成に伴いまして、改めて、総合案内までの誘導に支障が生じていないかの確認や、関係団体あるいは市民の声をお聞きしたり、必要に応じて関係団体の方とも現場を確認していく中

で、車椅子など、ほかに手助けが必要な皆様への影響も考慮しながら必要な改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 点字ブロックは、常磐公園からも、買物公園からも、あらゆる方向から総合庁舎を取り巻くように設置されています。

そして、総合庁舎は、散歩や何かのついでに立ち寄れる場所であり、クーリングシェルターとして使ってください、こんなイベントをやってますよ、来てくださいと呼びかけています。目の不自由な方が来てみたら、なかなか入り口にたどり着けない、利用できる入り口の選択肢が1つしかない、自分たちだけ遠回りして入らなければならないというのはいかがなものでしょうか。

利用人数の問題ではありません。市の姿勢が問われることだと考えます。ここから入れば手厚く介助できますよというのは市の都合でしかありません。人に優しい庁舎のために改善できるところを今後もぜひ追求していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 以上で、中村みなこ議員の質問を終了いたします。

（中村みなこ議員、議員席に着席）

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明10月4日と5日は休会日でありますので、10月6日、本日に引き続き、午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

10月6日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後4時10分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員